

+

平成 20 年 度 第 6 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 0 年 6 月 2 5 日 ( 水 ) 午 後 2 時 0 2 分  
場 所 八王子市役所 6 階 6 0 2 会 議 室

# 第6回定例会議事日程

1 日 時 平成20年 6月25日(水) 午後2時

2 場 所 市役所 6階 602会議室

## 3 会議に付すべき事件

- 第1 第7号議案 平成20年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
- 第2 第8号議案 平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について
- 第3 第9号議案 八王子市図書館の開館時間の変更について

## 4 協議事項

- ・義務教育9年間を無欠席で通学した生徒の表彰について
- ・育児時間勤務制度の導入に伴う八王子市教育委員会の権限委任に関する規則等の改正について

## 5 報告事項

- ・平成20年度八王子市特別奨学生の決定について (教育総務課)
- ・平成20年度教育課程編成及び平成19年度教育課程実施状況に関する調査の概要について (指導室)
- ・平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について (指導室)

---

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員長	（1番）	小田原	榮
委員	（2番）	細野	助博
委員	（3番）	川上	剋美
委員	（4番）	水崎	知代
教育長	（5番）	石川	和昭

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川	和昭
学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井	良昌
教育総務課長	天野	高延
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穂坂	敏明
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	野村	みゆき
学校教育部主幹 （中学校給食担当）	小松	正照
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野	千細
指導室統括指導主事	宇都宮	聡
指導室前任指導主事	山下	久也
生涯学習スポーツ部長	菊谷	文男
生涯学習スポーツ部参事 （八王子市図書館長）	坂倉	仁
生涯学習総務課長	桑原	次夫
スポーツ振興課長	遠藤	辰雄
学習支援課長	牧野	晴信
文化財課長	渡辺	徳康
生涯学習スポーツ部主幹 （スポーツ施設担当）	若林	育男

指導室指導主事	小林洋之
指導室指導主事	窪宏孝
教育総務課主査	山本信男
教育総務課主査	町田和雄
施設整備課主査	野口純
指導室主査	古川洋一郎
指導室主査	和田嘉代
八王子市図書館主査	中村照雄

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課副主査	小林なつ子
教育総務課主任	佐藤秀靖

【午後2時02分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成20年度第6回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番水崎知代委員を指名いたします。議事日程中、第7号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。それでは、それ以外の案件について進行いたします。

---

小田原委員長 では、日程第1、第8号議案 平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

宇都宮指導室統括指導主事 それでは、第8号議案、平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について説明をいたします。

この要綱は、八王子市教育委員会が、市立小学校において平成21年度に使用する教科用図書を採択するために必要な事項について、年度ごとに定めるものでございます。

採択の方法につきましては、平成23年度からの新学習指導要領の本格実施に伴う移行措置期間であること及び新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことから、平成20年度4月10日付文部科学省通知「平成21年度使用教科書の採択について(通知)」に基づき、平成16年度採択に使用した小学校用教科書選定資料等により採択することといたします。その他の項目につきましては、議案をご覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は終わりました。本案につきまして何か御質疑はございますか。

川上委員 ご説明の中にもあったのですが、2ページ目の4、5条の4ですけれども、教科書用図書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことというのが、どうということですか、説明していただけますか。

宇都宮指導室統括指導主事 これにつきましては、学習指導要領の本格実施移行措置が平成23年度の4月から小学校ということになります。それにつきまして、今回教科書の新たな検定本がなく、移行措置に関しましては、補助資料を持ってかえるという意味でございます。

以上です。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 補助資料を持ってかえる、補助資料というのは何ですか。

宇都宮指導室統括指導主事 移行措置によりまして、新たに指導する内容が平成21年度、平成22年度と少しずつ変わってまいります。それにつきまして、教科書に記載されていないものにつきましては、文部科学省のほうから補助資料として各小・中学校に配られるというようなそういった形をとって、平成23年4月からの移行措置になるということでございます。

小田原委員長 そのほかに何か御質疑ございませんか。御意見、できたら。

宇都宮指導室統括指導主事 第5条の第5項について、追加説明をさせていただきたいと思います。今、申し上げましたとおり、平成21年度の使用教科書の採択につきましては、文部科学省のほうから、平成16年度に採択した小学校用教科書選定資料等により採択を行うものとするということといたしまして、平成16年度の前回の採択のときに作成いたしました教科用図書選定検討委員会及び教科別の調査部会で作成いたしました資料を活用いたして、採択の資料としていただくということでございます。

以上です。

小田原委員長 それはおかしいんじゃないの。じゃ、それ、ここにあるわけ。

宇都宮指導室統括指導主事 平成16年と15年で。

小田原委員長 いや、だからそれをもとに採択をするという言い方をするのは、おかしい。要綱になれば。

宇都宮指導室統括指導主事 本日は要綱についてでございますので、採択については次回に行いますので、その採択を行う要綱を本日……。

小田原委員長 採択の要綱だから。

宇都宮指導室統括指導主事 はい。資料と、それから教科書につきましては、本要綱が本日決定していただきました後、先生方のお手元にお届けしたいなというふうに思っております。

細野委員　いいですか、定例会議にもこれを出した、なぜこういう要綱を定めなくては  
いけなかったのかという背景を少し説明しないと、後ろの皆さんはわからないんですよ。  
そうやって、これが簡略が出てきて、自由になるのですよということの理由を言わないと、  
わからないですよ。それをちょっとお願いしたいんです。

宇都宮指導室統括指導主事　はい、わかりました。

今回のこの教科用図書の採択要綱につきましては、平成21年度から小学校が使用する  
教科書を定めるためのものがございます。つきましては、学習指導要領が改訂になりまし  
て、平成23年の4月より新しい指導要領で各小学校の授業を行うことになるわけですが、  
それまでの間の移行措置の間、平成16年度に採択いたしました検定を通った教科書につ  
きまして2年間使用し、平成23年の4月より新しい教科書を採択するということになり  
ます。ですので、今回の採択していただいた教科書を2年間使いまして、また平成22年  
度におきまして、平成23年度から使用する教科書の採択手続を行うということになるも  
のでございます。でございますので、今回の教科書の採択に関しましては、通常であれば  
教科用図書の選定資料の作成調査委員会、それから教科別の調査部会等を設定いたしまし  
て、そこで資料を作成し、そして先生方に御協議いただきまして、最終的に採択の方向へ  
持っていくわけでございますけれども、今回につきましては、今、お話しいたしましたと  
おり、学習指導要領の移行措置の期間ということもありまして、今回につきましては、簡  
略的な手続をもって採択を行えるということになっております。

小田原委員長　よろしく申し上げます。

水崎委員　教科書の展示会というのは、今開催されているのでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事　教科書の展示会につきましては、法定のものがございまして、  
6月9日より、教育センターの図書室にて展示会を催しております。

なお、本市におきましては、1年を通しまして、教育センターの図書室のほうで教科書  
の展示は行っております。

小田原委員長　そのほか、いかがでしょうか。

細野委員　この要綱で私は必要、重要なことがわかりましたので、これで進めていただい  
たらいいと思います。

小田原委員長　特に御意見ございませんので、細野委員からありましたように、この要綱  
に従って教科書採択を進めるということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

したがって、第8号議案につきましては、要綱に沿って、また進行、お願いいたします。

宇都宮指導室統括指導主事 今後のことにつきまして、主査のほうからお話しいたします。

和田指導室主査 ここで採択要綱につきまして御決定いただきましたので、今後の予定についてお話しいたします。

先ほど統括指導主事が少し触れましたが、ここでこの要綱が決定いたしましたので、教科書の見本本と選定資料等につきましてお届けに上ります。そして、御検討のほうをよろしくお願いいたします。御検討いただきましたことにつきまして、次の次の回でしょうか、7月23日の定例会にて御協議いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小田原委員長 ということで、よろしゅうございますか。

その方向でいいんですけども、検定検討委員会あるいは調査部会を設けないわけですから、そうすると、教科書だけわたっても余り私どもとしてはうれしくないわけですよ。1年間使ってみてどうだったのかという話があるのかないのか。こういうところについてはどうなのかという話があれば、教えてほしい。

石川教育長 1年間じゃない、4年間使っているのだよね。

小田原委員長 4年間。毎年それやってきたわけでしょう、そのどうかというのは。教科書について、この教科書はどうだというようなことの検証みたいなことは、やっていませんか。

宇都宮指導室統括指導主事 それは行っていないんです。

小田原委員長 行っていません。

宇都宮指導室統括指導主事 はい。

小田原委員長 ああ、そうですか。それは各学校からそういうような声は届いていませんか。

宇都宮指導室統括指導主事 今のところ集約はしておりません。

小田原委員長 ああ、そうですか。なければなくて結構なのですが、よろしく願います。

石川教育長 高校では各校で採択しているから、やると思うのですけれども。義務教育の場合には自治体でやっちゃうから、多分そういうことなのだろうと思いますけれどもね。多少はしているかとは思いますが。

小田原委員長 続いて、日程の第3、第9号議案につきまして、八王子市図書館の開館時間の変更についてを議題とします。本案について図書館から御説明願います。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 それでは第9号議案、八王子市図書館の開館時間の変更について、中村課長補佐のほうからご説明いたします。

中村八王子市図書館主査 それでは、9号議案 八王子市図書館の開館時間の変更についてを御説明申し上げます。

八王子市図書館条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、開館時間の変更を行うものでございます。この規定は、八王子市教育委員会は、特に必要があると認めたときは開館時間を変更することができるかと規定されています。この規定に基づきまして、昨年に引き続き、7月19日土曜日から8月31日日曜日までの夏休み期間中に、中央、生涯学習センター、南大沢、川口の4図書館及び中央図書館北野分室で開館時間を30分繰り上げ、9時30分に開館し、子どもたちの学習活動の支援を図るものでございます。

繰り上げ開館に伴う市民への周知につきましては、7月1日号の市広報及びポスター、ホームページにより行います。

昨年行いました30分繰り上げ開館の実績ですが、図書館全体で合計1万559人の利用者がいらっしゃいました。18年度と比較しますと836人ほど減少しましたが、一定の成果はあったと考えております。

また、昨年ご指摘をいただきました市民要望を把握する手段としまして、昨年12月3日から9日の間に、4図書館及び中央図書館北野分室で500名を対象に満足度調査を実施いたしました。お配りしてあります資料、満足度調査結果についてをごらんください。

1ページ、2ページ目に、調査で配布しましたアンケート用紙があり、市民にお答えいただいた項目が載っております。この調査は、図書館を利用される市民に、図書館のサービスの中で重要と思う項目とそのサービスに満足されているかを目的に調査を行いました。3ページから4ページのところに、17年度と19年度の項目別満足度・重要度を表示したグラフがあります。調査の中で、毎年、重要度が高く満足度が低い項目としまして、図書館の充実度があります。利用できる時間に関しましては、17年度では、2番目に重要度が高く、満足度が低い項目でしたが、平成19年2月から南大沢及び川口図書館が通年開館を実施し、全図書館が通年開館を実現したことにより、19年度調査では、利用できる時間は重要度と満足度が改善されました。

5 ページに、図書の充実度と利用できる時間の 17 年度と 19 年度の推移を表示してあります。

また、アンケートの自由記載欄の内容を見ましても、開館時間につきましては、毎日遅くまで開いていて便利という御意見と、もっと長く開いてほしいという御意見が半々といったところでございます。したがって、この満足度調査から、図書館を利用される市民の方の最大の要望は、図書の充実であることがわかりました。

この調査結果を裏づける資料としまして、15 ページに多摩 26 市の人口・蔵書数・資料費の比較表がございます。右側に資料費の項目があります。八王子市は 26 市のうちで資料購入費は第 2 位で、1 億 1,261 万 8,000 円あります。しかし、17 ページの人口当たり蔵書数を見ますと、表の右側に 18 年度の欄がありますが、25 位の 2.58 冊となります。

同じく 18 ページの右側に 18 年度の欄がありますが、人口当たり資料費で見ましても 25 位の 205 円 58 銭となります。市民 1 人当たりの冊数で見ますと、八王子市は 26 市の下位となる項目が多くなります。市民要望を把握する目的で行いました満足度調査で得られました結果を尊重し、最も市民が充実を望んでいる項目であります図書の充実を今後重点的に対応してまいりたいと考えております。

夏休みの 30 分繰り上げ開館は、満足度調査の中では、市民が望むサービスの充実の中の利用できる時間としては第 3 番目ではありますが、18 年度・19 年度とも 1 万人以上の利用者がありましたことから、引き続き 20 年度も変更をお願いするところであり、

説明は以上です。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　　少し私のほうから追加の説明をさせていただきます。ただいまの説明で一定程度利用なさっている方の考え方というのはとらえられたと思うのですが、これだけでは、昨年度当時の委員の方がおっしゃられた、教育委員会全体として図書館に対して人的充実をしてでも、その開館時間の延長に資するかどうか、そういうものの資料というものも欲しいという形には答えていないと思いますので、少しここに対して別な観点から御説明させていただきます。

今の資料の 9 ページをちょっとごらんになっていただきたいと思います。これは市長部局であります行政経営部が行っている行政評価における市民アンケートです。市民の方々の声を行政機関に反映しようという趣旨での意味からは同じですが、市民満足度調査、いわゆる窓口で行う市民満足度調査とは 2 点の点で違っております。1 点は、利用者側の立

場というのは、利用なさる方のみが対象であるというのに対しまして、こちらにつきましては、いわゆる市政世論調査と同じ形でやっておりますので、その施策に関係していてもなくても一応その対象となりますので、利用なさる方・なさない方全体の平均が出るというところが1点違います。

もう1点は、利用者満足度調査の場合には満足度と重要度で調査をしておりますが、こちらにつきましては、重要度は変わりませんけれども、もう一つは実現度、どれだけ実現したかという形で、ゆめおりの44施策の範囲で行っております。

この結果でございますけれども、11ページをちょっと見ていただきたいんですけども、ここに施策ごとの数字がございますけれども、全施策の平均値が一番下で、こちらは重要度が3.35というのに対して、実現度が2.67となっております。この調査につきましても、それから我々がまとめてやっている利用者満足度調査にしましても、1～4段階、1・2・3・4という段階でっております。5段階でありますとどうしても中位に平均してしまう形がありますので、あえて4段階でやっておりますので、平均としましては1と4を足した5の半分、2.5というところが平均になりますけれども。いわゆる市の施策の中では、重視度が平均よりもかなり高いのに、実現度が低いという形になっております。ちなみに、先ほどちょっと報告しませんでしたけれども、図書館の窓口満足度調査では、重要度の平均が3.17、実現度の平均が3.28、満足度の平均が3.22となっておりますので、そういう意味では、一定程度施策に対する満足をいただいているものと思っております。そういう意味では、全体の施策の中ではこういう形になっておまして、その中で、真ん中辺に生涯学習の推進と生涯スポーツの推進というのがございます。こちらでいいますと、実現度が2.81で重要度が3.24、それから生涯スポーツは、例えば実現度3.01で重要度3.18ということで、全体の平均に比べまして、重要度が低くて実現度が高いというような形になっております。

これを一覧表にしたものが13・14ページにございます。教育委員会におりまして、なおかつ生涯学習に関わる人間として、この見方というのはなかなかいろいろ複雑なところがございますけれども、主な見方としまして、この図表、十字に区切った図表ですけれども、言ってみますと、右下というのは重要度に比べて実現度が高いものになっております。左上が、重視している割に実現度が低いという形になっております。これでいったときに、生涯学習・生涯スポーツはここにありまして、右下のところがございます。一方で、医療体制づくりとか社会保障、高齢者支援というのが左上になっておまして、学

校教育も真ん中よりも右ですけれども、重要度が高い形になっております。こうした中でいきますと、どうしても今、市長部局で考えている、ある程度選択と集中という考え方がいきますと、人材を教育の充実までという形はなかなか難しいのかなというふうに思っているところが、1点でございます。

それともう1点、先ほどそういう中で、当面図書の充実を重視していきたいという形を中村から御報告させていただきましたが、その件につきましては、過日庁議の場において、先ほどの資料と同じようなものを出してお示しさせていただきました。この場合は、こちらでも報告させていただきました、読書のまち八王子の5回の契約の報告の際にやったものですので、言い方としましては、その報告のときに、いわゆる量販獲得はルール違反だよということを言われたのですけれども、市長としましては、先ほど言ったような下位低迷ということは望ましいことではないので、中長期的に真ん中にしていきたいとは思いうことは発言されました。ただ、全体の中では、これについても計画予算の中でやってきましたので、今後、予算・企画の中で進めていきたいというふうに思っております。

図書については以上でございます。

小田原委員長 補足の説明を含めて、図書館からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑ございませんか。

水崎委員 ちょっと教えていただきたいんですけれども、満足度調査、調査対象件数500件となっているのですけれども、回答率と、あと回答者の年代というのはどこかに載せていますか。

中村八王子市図書館主査 回答率につきましては、この用紙を全部渡しまして、全部書いていただいているような形になっています。ですから、回収率は100%というふうになっています。

それぞれの年代なんですけれども、500名のうち、12%の60名が10代、20代の方は9.8%の49名、30代の方が26.4%の132名、40代の方が20%の100名、50代の方が13.8%の69名、60代以上の方が18%の90名で、合計500人というふうになっております。

細野委員 このアンケートをとって、それからどうするつもりですか。このアンケートをとったということが大事なのですか。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 先ほど申しましたように、これを施策に反映していくという中で、参考になったこととしましては、先ほど言いましたように、今利用なさる方が一

番大事にしているのは図書の充実。具体的にいいますと、新しい本が少ないとか、本が汚れているという形や声がありました。それがありますので、それを踏まえて、今後の施策の中で図書の充実をまず第一に力を入れていくべきものかなというふうに考えているところでございます。ただ、低いものに対して、それがそれでいいのかということはありませんので、例えばイベントといいますか、催し物に対しては、かなり期待も評価も低いんですけども、現実的には、ブックスタートにつきましても、大変関係する方たちには喜ばれておりますので、それはそれでもちろん行っていきますが、ある程度予算の配分等について、こういうものを参考にできるかなと思っておりますので、そういう意味では、市民の声を踏まえつつ、施策の参考にしていかなと思っています。

小田原委員長　施策というふうに言うのだけれども、今回、ここで提案されたのは図書館の開館時間、夏休みの10時を9時半にしようという話でしょう。その話にこの話が出てきたわけだけれども、そういうふうに結びつけていかないと、このアンケートの話というのは全然生きてこない。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　そういう意味では全体に、ある程度全体的に読ませてもらった中では、今の職員体制の中でなかなか常時の30分繰り上げ案に難しいことはわかって。そういう中で、教育委員会として市長部局にもかけ合って、その人的問題もどうするか。そういうものが欲しい形がありましたので、こうした中である程度利用なさる方は今の時間に対して、先ほど申しましたように、半分半分だということでもあります。それと利用をされた方も含めた市全体の中では、今の段階で図書館の時間のためにこれ以上の導入をしていく形にはなかなか難しいだろうと、現在の形の中でご提案した形で進めていきたいなというふうに判断をさせてもらったということでございます。

細野委員　図書の充実って、これ非常に抽象的なんですよ。新しい本がある、新しい本って何でしょうか。小説でしょうか、それとももう少し専門的なものなのでしょうか。それともベストセラーみたいなものなのでしょうか。そのあたりのことはどういうふうに考えられるのですか。なぜそんなことを聞くかということ、今京王線沿線のほうと、お互いに相互乗り入れとか、いろいろあるのでしょうか。そのときに、そういうことも考えて図書の充実というのを考えてやっていかなければいけない。じゃ、八王子としてはギブアンドテイクでどういうものに重点を置いていくか、ほかの市の人たちも借りてください。あるいは専門的なやつはもう大学のほうになりますとか。そうできたら、次の段階で、じゃ、具体的に図書の充実というのはどういうことなのですか。どういうニーズを持っていらっしゃる

のかという、これを聞かないと、非常に抽象的で、施策に結びつくなんていうことにはならないと思う。

中村八王子市図書館主査 実を言いますと、大体、八王子の図書館が4万冊～5万冊ほど年間に購入しているのですが、出版されている点数のその多分半分ぐらいしか購入できていないと思っております。その中には、今、委員が言われているように、ベストセラーもありますし、子ども向けの本もたくさんあります。専門書もあるのですが、やはり購入できない数の本がまだまだたくさんあるものですから、その辺について、今購入できていないものについて予算をふやしていただいて、もう少し広く、できる限り市民が要望されるものについて提供していきたい。そのための充実を考えているということです。

小田原委員長 質問はそういうことを聞いていないですね。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 7市の間で今のところなんですが、うちはこれというのはありませんが。八王子の図書館の場合には図書の選定基準がございまして、その中で郷土史関係とか、八王子でしかとれない、やっていないと思う自費出版というもの、こういうものについては積極的に集められる形にしております。ベストセラー本についても、例えばですが、ここで細かく分けると、リクエストが20件かかりましたら、一つ入れるような形にしております。というのは、今、本市の場合、2週間が貸し出しの1回目の期間です。その後ほかのリクエストが入っていなければもう2週間延ばせるのですが、一般的に2週間で20人といいますと、その本が出てから40週間待つような形になってしまいます。それを考えて、ベストセラーを集めるのがいいかどうかということはございますけれども、そのような前例をつくっておりまして、各館ごとにおのおの特徴を持った形、例えば生涯学習館ではビジネス書を集めるとか、そういう形をやっておりますので、市の中での図書の収集の分類については、一定の方向がとれるというところでございます。委員のおっしゃられた、これからの広域連携を考えたときの、図書館ごとの分担につきましては今後の課題かなと思っております。

細野委員 わかりました。八王子市さんのほうでは、そういう選書の基準がきちんとしているというのは、今わかりました。そのきちんとした基準というのと、ここでの市民のニーズというのはちょっと離れているから、図書の充実についての満足度が低いのではないですか。そのあたりはどういうふうにお考えですか。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 これは私の個人の感想になっているかもしれないのかもしれませんが、今言った、部分的にはちょっと違うのですが、一応、国立国会図書館や都立

図書館との組み合わせとしましては、いわゆる地方自治体の図書館ですので、より多くの方に多くの本に親しんでいただくためには、一応基準としまして大学の教養課程といたしますが、大学2年生ぐらいの方までの対象といたしますが、そのぐらいの専門性で集めています。それより専門的なものにつきましては、先に言いました、郷土資料とか、特殊資料以外については集めていないのですが、来る方によっては、ある程度簡単な本だったら自分でお買いになる方もいらっしゃるのです、もう少し専門のが欲しいという方もいらっしゃるようですし、それとは別に多いのは、最近問題になっている漫画の関係、本市の場合は漫画は入れていないのですけれども、教育部分において、子どもがほしいと、千差万別のところがございます。ただ、全体の中でやはり集めた500人の方に一番聞かれているのが、今おっしゃられた細かい分類は別にしても、やはり図書が充実していないよという形があったとすれば、それはこちらのほうで、またより細かいどういうものかというのは、個別のリクエストを見てある程度分析できますので、それを分析して進めていく。この前提としても、まずは一定程度の図書の充実を目指していきたいなと、そういうふうに思っています。

細野委員　もしも今度、いいですか、アンケートやって認識調査をなさるのだったら、何でこんなに満足度というのが低いのかということを少し聞いてほしいと思うのですよ。皆さんのほうで初めから選書なさることと、ほかの利用者の方からこういう本を買ってほしいというのがあると思うのですよ。そのあたりの予算の配分はどうなっているのか。もしも選書の効果はかなり大きくて、要望で買うということは、かなりその予算としては、非常に少ない場合には満足度が下がるかもしれませんね。そのあたりをもう少し、八王子としてはこういう選定基準でやっているんだよということを知らしめると、もう少し満足度に近づいてくるかもしれないし、とても図書の充実度というのは具体的にどういうことを言っているか、それを次の施策にどういうふうに反映するのかということも、もし今度調査する場合にはやってほしいと思います。

小田原委員長　はい、わかりましたか。言っている意味は。

これ、満足度じゃない、充実度が3点を超えているということがよくわからないんだよね。こういう図で示されるから、この2.5を超えていても低いという言われ方をされてしまうわけでしょう。先ほどの説明を聞いていけば、2.5を超えていけば超えているわけだから低いわけではない。総体的にほかのものと比べたら極端に開きがある。だから私たちは問題にしているのです、そういうことなんだろうね。だから、今、細野委員が言っ

たように、充実度ということ言えば、漫画を入れてないのに漫画を見せてというのがあれば、こういう数字になるのは当然ですよ。それを気にするのかしないのか。大学2年生を平均にするというか、そこら辺の専門性を基準とするとすれば、結構充実度という点ではどうなるのかという。そこの部分をむしろ設定することのほうが大事なのではないかな。

細野委員 それぞれの分野でどういうパーセンテージになっているか、ちょっと調べてくれますか。一つは分野、それから水準、どういうふうにする年齢水準を対象にした図書が多いのか、このあたりの比較を調べてほしいですね。その周囲を、ちょうど真ん中ぐらいに八王子が出ているのか、それとも違うのか。

小田原委員長 その話でいくと、17ページ以降のところを示されている、15ページ以降か、この資料でいうともものすごく低い、八王子が低い数字になっているのだけれども。今のことに関して連動させていけば、この人口と蔵書数、あるいはお金を比較するとこうなるけれども、利用しているとか、読まれているとかということがこれについてこないし何の意味もないでしょう。だから、こんなのには驚くことはない。新聞に出たって、ああそうですかで済む話だろうと、僕は思っているのですよ。そういうふうに図書館に来て利用している、本を借りて行って読んで、それでもって考えている。私たちの暮らしを何とか向上させようというふうな考え方のその度合いというのが大事である。これ、教育もそうなのだけれどもね。こういう話に行っちゃうのが非常に私は困るの、実は。ごまかされている感じ。9時半をどうするという話のときに、去年の話すべて覚えているわけではありませんけれども、私が言ったのは、夏休み期間中に9時半にやるのならば、通年を通じて9時半を何でやらないのかということをお前は言っているわけですよ。そうすると、そのほかの委員は、皆さんどういふふうになっているか細かいことは覚えていないけれども、いろいろなことをお話しされているわけですよ。その話のデータが何もなし。つまり夏休み9時半にして、9時半から10時までの間に学生が来たのか来なかったのか、子どもたちが来たのか来なかったのか、一般の人たちはどうだったのか、その話をしよ。それをもって、だからどうだ、通年は無理だと言うのだったらしょうがない、そういう話になる。その話はどこに行っちゃったの。その件の主題を飛ばすんだからね。

中村八王子市図書館主査 18年度と19年度の繰り上げた30分間に来館された内訳というのを一応把握しています。内容につきましては、18年度が1万1,395人、その30分内でお見えになったのですけれども、その中で中学生以下が2,135人、それと大人の方が9,260名来館されています。ですので、1日当たりに直すと、子どもが中

学生以下が50.8人、大人が220.5人という形でした。それが19年度になりますと、さっきお話したとおり、1万559人という形で若干減ったのですけれども、中学生以下の利用がやはり少し減りまして1,776名、それと大人につきましては8,783名、こちらのほうも両方とも減っているような形になっています。

小田原委員長　　そういう数字をもって、こういうふうにしたことの意味というのは何なのですか。だからどうするのだという、そういう話が出てなかった。なぜそういう話が出てこなかったのですか。ほかの話に行っちゃったのですか、満足度とか何だとか、ごまかされている。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹　　図書館の実情をちょっとお話しさせてもらってよろしいでしょうか。

小田原委員長　　要するに第9号議案についてまずやりたいわけね。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹　　まずちょっとご理解いただきたいのですけれども、図書館の。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　　伊藤さん、言いわけするのはやめたほうがいい。

小田原委員長　　何、発言を封じるのはよくないということ。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹　　図書館の実情をちょっとお話しさせていただこうと……。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　　言いわけみたいになっちゃうとね。

小田原委員長　　言いわけとか何とかじゃなくて、今の発言は何ですか、外側から。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　　失礼いたしました。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹　　じゃ、具体的に話させていただいてよろしいでしょうか。

図書館の朝はとても忙しいのでございます。始業時から、まず。

小田原委員長　　それは聞いている、前からね。聞いた、聞いた。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹　　いろいろやることが、1時間半でやらなければいけないと。

小田原委員長　　そういう話なんかいい、しなくていいの、その話はもうね。だから、そうじゃない話。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　　なぜ9時半にするかということにつきましては、一つには、夏休み中の子どもの安全関係につきまして市全体でかかわっている中で、図書館も何ができるかと言われたら、先ほど言いましたように、多少前年より下がっても、やはりこの時間、もちろん学習もしてもらう形も必要ですけれども、そういう安全な居場所というものも必要かなと思っております。

それで、なぜできないかにつきましては、言いわけはよしますけれども、一つだけ言いますと、今回の30分早くすることによって、一部のお客様には、先ほどお示した資料の中で、図書の探しやすさというのも今重要に思っていて、満足度が低い第2番目だったのですけれども、そこをかなり犠牲にしています。具体的に言いますと、本来返却された本はすべて正架に戻ってはいけないうところですが、夏休み期間中はやはり返却棚といいますが、仮置きにかなり置いています。一部の方は前の人が見たということは、これがどちらかという人気のある本で喜ぶ方も一部いらっしゃいますけれども、全体にはやはりあるべきところがないということをご指摘を受けます。受けますけれども、やはりこの間だけです。御理解いただきたいという形でやっておりますので、そういう意味では、実態的にかなり通常とは違う形というのが現実ではございます。

細野委員 何でこの図書館の話のところ、少し細かい議論をするかということ、文化施設というのはとても大事なんですよ。まちの顔でもあるということをすごく感じる。ですから、そこではやはり利用者の満足度というのを高めていきたい。ただし、最終的にはやはり制約があるんですよ。どれぐらいのサービスを向上できるかということ、今理由のところにあるけれども、開館時間ですね、図書の充実にどういう戦略を持ってくるかという、この二つをぜひ考えてほしいんです。それは要望です。

小田原委員長 先ほど言い始めた話をあえて封じたのは、そういう話になったら、じゃ、ほかの管理体制、民間委託とか、あるいは指定管理者制度とかいうのをほかのところ、始めているわけだけでも、そういうふうになったときにはそういう話は同じようになるのかどうかというのは、十分検討してからお話しをしていただきたいですね。

それから、今、細野委員のお話がありましたけれども、その図書館の話をする中で11ページあたりに戻ったりすると、この11ページから、13～14の話になると、生涯学習をひっくるめた形でもって図書館はいつもこうだというふうな、そういう見方をしているわけだけでも、これはまた当たらないんですよ。図書館という項目でもって、それでこの位置にあるのだったら、満足度がこうだからとか、実現度がこうだとか、重要度がこうだという話はできるんですけれども、そうじゃないんですよ、これは。学校教育の話も触れましたけれども、例えば学校の先生の授業は、うちの子どもは満足しているというような、そういう質問の仕方の話と同じになってくるのです。うちの子どもは、例えば小学校にしても、担任とその専科の先生とかというふうにして、その専科の先生はわかるけれども、担任の先生がわからないというふうなとき、どっちを答えているかというのは

わからないでしょう。中学とかになったら、もっと分かれていくわけですよ。それをその授業がわかりやすいか、わかりにくいかというようなそういう質問をして、その数字をもって、これこれこうですなんて言われたって、困る。図書館はどうなんだという、そのこのところ限定したことでもって言わないと、話は。こういう表を出されても、その説明をされても、ああそうですかという話にはならない。生涯学習としては、その中に図書館も入っているんですよ、そういう話でしかない。せっかく用意されたのにけちつけて大変申しわけないですけども、そういうふうに思いますので、そのような材料なのですよということを明確にして、お話しいただきたいと思います。

9号議案については、そのほかの資料がいっぱいありましたけれども、いかがですか、それを含めて、ほかに。

特にございませんようでしたら、第9号議案については、このように今年も夏休み期間中することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第9号議案については、学校の子どもたちの安全を介助するのを含めて、よろしく願いいたします。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 ありがとうございました。

小田原委員長 続いて、協議事項となります。

育児短時間勤務制度の導入に伴う八王子市教育委員会の権限委任に関する規則等の改正についてを議題とします。

本件について、事務局から御説明願います。

由井学校教育部参事 これに関しまして、指導室の古川主査のほうから御説明させていただきます。

古川指導室主査 育児短時間勤務制度の導入に伴う八王子市教育委員会の権限委任に関する規則等の改正について、御説明させていただきます。

まず協議事項としました理由ですけれども、こちらのほう、後ほど説明いたしますが、7月1日に東京都のほうから八王子市教育委員会のほうに、この育児短時間勤務制度の承認権限が下りてくることとなります。ですので、今回ここで議決することができませんので、7月1日に、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条に基づきまして、教

育長の臨時代理により改正の手続を行いたいと考えておりました、協議とさせていただきます。

育児短時間勤務制度の概要でございますけれども、こちらのほうは、職員が小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間を短縮する制度でございます。詳しくは、1枚おめくりいただきまして、資料1をごらんいただければと思います。こちらのほうは、総務省が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の説明書でございます。

改正の趣旨でございますが、少子化対策が求められる中、公務においても、長期間にわたる育児と仕事の両立を可能にするように、育児のための短時間勤務制度等を地方公務員にも導入するというものです。

改正の内容でございますが、まず対象となる職員でございますが、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員。

勤務のパターンですが、4パターンございます。1日当たり4時間、1日当たり5時間、週3日、週2日間のこの勤務形態の中から選択することとなります。実際、現場でこの育児短時間勤務制度を利用する職員が出ました場合ですけれども、処理できなくなる業務に従事させるために短時間勤務時間（非常勤）を任用することができるということになっておりました、学校では、具体的には、基本的には非常勤講師による補充を行う予定でございます。

資料の1枚目に戻りまして、制度導入にかかるこれまでの経過でございますが、今、御説明しました、地方公務員の育児休業等に関する法律が平成19年5月16日に改正されておりまして、平成19年8月1日から施行されております。このことを受けまして、東京都において、平成20年3月31日、職員の育児休業等に関する条例及び同条例の施行規則の法が改正されておりまして、平成20年7月1日から施行の予定となっております。先ほど申し上げました、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例、こちらの改正手続が、現在も行われております平成20年第2回都議会において審議中でございます。こちらのほうが改正されますと、7月1日に、先ほど申し上げました、八王子市教育委員会のほうにこの承認権限が下りてくることとなります。

このことを受けまして、八王子市教育委員会といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定されておりますほかの制度、育児休業及び部分休業の制度の承認権と同様に、育児短時間勤務の承認権についても、教育委員会から教育長へ委任するための

規則等の改正を行うものでございます。

具体的に改正を行う規則等でございますが、4件でございます。1枚おめくりいただきまして、一つが、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則。こちらを改正する目的ですけれども、都費支弁職員の育児短時間勤務に係る教育委員会から教育長への承認権限を委任するための改正。

次に、八王子市立学校事案決定規程。こちらのほうは、副校長の育児短時間勤務に係る事案決定は校長が、校長及び副校長を除く都費支弁職員の育児短時間勤務に係る事案決定は副校長が行うことを定めるために改正を行うものです。

次は、八王子市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する訓令。こちらの改正の目的は、副校長の育児短時間勤務に係る承認権を教育長から校長へ、校長及び副校長を除く都費支弁職員の育児短時間勤務に係る承認権を教育長から副校長へそれぞれ委任するために行うものでございます。

最後に、八王子市教育委員会教育長事務決裁規程。こちらの改正の目的ですが、校長の育児短時間勤務に係る承認事務については、学校教育部長の事務専決とするために改正をするものでございます。

それぞれの具体的な改正内容につきましては、別添の新旧対照表のとおりでございます。

最後でございますが、この改正にあわせまして、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の第2条及び八王子市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する訓令の第2条及び第2条の2の条文中におきまして引用する法律名に誤りがありましたので、ここで正しい法律名に直す規定整備を同時に行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 事務局からの説明は終わりました。本件について御質疑、御意見はございませんか。

これ、協議して、その後どうするの。だめですということも言ってもいいのですか。よければ、言いたいだけでも。

由井学校教育部参事 とれなくなっちゃうのです。

小田原委員長 じゃ、質問ね。まず趣旨を説明されたけれども、趣旨はもう1回言っただけですか。この法律ができて、それで本市でも、東京都が7月1日にこの条例を交付すれば、うちもやらなければならない。これでやらざるを得ないのですよ。だけどそのときにやらざるを得ないその法律なり、東京都が条例を定めるにしても、こういうふうに変

えていかなければいけないというその趣旨は何ですか。もう1回言っていただけますか。

古川指導室主査 育児短時間勤務を制度に盛り込むという制度改正自体は、東京都のほうで行うことになります。八王子市で行う規則等の改正は、承認権限を移すだけなのです。

小田原委員長 それはわかっているのです。そんなことを聞いているんじゃないです。

由井学校教育部参事 目的。

小田原委員長 この国家公務員法が変わるわけですよ。

古川指導室主査 地方公務員法が……。

小田原委員長 の育児休業等に関する法律がね。何で改正されるんですか。

古川指導室主査 もともとの制度改正の趣旨ですけれども、人事院から、国家公務員のそういった育児のための短時間勤務についての申し入れというのがございました。そのときの目的といたしまして述べられているのが、我が国の急速な少子化に対応するために、公務員における職業生活と家庭生活とを両立させることができるような勤務環境の整備を行うことが急務ということで申し入れがあった、こちらが理由です。

小田原委員長 申し入れがされて。ということは、この育児時間をふやすわけですよ、短時間であれ。それが少子化を食い止めることになる。家庭生活と職業生活を両立させると、本当は思いますかということなのです。それを本当にそう思うから、だからうん、これはいい、そうしましょうというふうになるかというふうにしていかないと、まずいと思うのですよ。どうなんですか。

由井学校教育部参事 本当にそう思いますかというのは、答えられませんが。こういう勤務そのものをやっぱり希望する中でかなえていくということは、ニーズにこたえていって、育児をより進めることにはつながるものだろうなというのは思っています。

小田原委員長 あ、そう。ということなので。それでこうしたい、本市でもやらざるを得ない。やらざるを得ないから、だって協議したってどうしようもないですよ。これ去年の齋藤さんいたら、こんなのとんでもないということになるわけだから。

石川教育長 ただ、これ、やらざるを得なくて、当てはめてやっていくわけですけども。4時間とか5時間の勤務ができれば、その分私は午後からの勤務だけにしてくださいということは、小学校なんかだとどこも授業があるものですから、授業をやらない人が出てくる、そういう可能性があるんだよね。その辺のところはやっぱり歯どめをきちんとかけてくれないと、できないのかなというふうには思うんですけども。

小田原委員長 僕はこれ、これやめたいと思うのですよ。入れたくないの、私自身がね。

これ、国家公務員と地方公務員は、それ、法律としてできるんだらうね、できるようになるわけですよ。そうしたときに、じゃ、民間はどうなっていくのか。民間だってこれ習わなければいけないわけなんですけれども、民間ができるのかと。民間が入れた場合には、民間がやったときに女性の職は締め出されていく、そういうふうにするのですけれどもね。そうしたら、それがねらいだとすれば、女性は家庭にという話になっちゃう。そうなるとすれば、これは非常に危ない話だと僕は思っているのですよ、この話はね。

川上委員 これは、育児のための短時間勤務というのは、女性も男性もありませんよね。

古川指導室主査 はい、両方ともです。

小田原委員長 これはそうすると、じゃ男性もとりましょうというふうになってきたときに、男性はとらなくて、女性を採用しますかというふうになってくる世の中にはならない。ただ、これはやらざるを得ない、承知で言っているんだけれどもね。そうすると、じゃどうしていくのかというときに、これは本当にできる形でないと言ってはいけないうらうと思うのだけれどもね。

細野委員 日本の働き方を変えなければいけないかもしれないですね。要するに会社にいっぱい縛りつけられる時間が生産性を向上させているかという、全然そんなことはないのですよ。ろくでもない時間の使い方をいっぱいしているわけ。だから限られた時間でどれくらい仕事をこなせるか。いつも会議の数だけ仕事をした気になっちゃって、その分だけ損しているわけですよ。これだってそうかもしれない。

小田原委員長 何十倍だよね。

細野委員 そうすると、どういう形でワーク・ライフ・バランスというのをとっていくのか。そうしたらそんなに必要競争もないのだから、まず公のほうからやってもらいましょう。子育てをしてくれたら、その子どもたちがまた税金を払ってくれるわけですよ。少子化というのをどうやってなくすかという一つの工夫として、これは必要かもしれません。ということをやっぱりやって、企業もそうだし、あらゆる組織はとんでもないその時間の使い方をしているのだから、それを変えましょうよという、そういう一つの方向性として考えたらいいかもしれない、という気がしますけれどもね。恐らく男はとらないでしょうね、あるいはとれないですよ。そうするとアメリカみたいにやっちゃうのか、単純に女の人を何割かは強制的に入れましょうとか、そういうようなことになっちゃうといけないうらかもしれないし。その点をお聞きしたい。でもまあ、競争の意識が出ない、まず公務のほうからやってみましょうということは、意味があるかもしれない。

川上委員 並立任用というのが4番にありますよね、改正の内容のところ。並立任用は、同一の職に、週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員を任用することができるというように書いてあるのですが、育児のための短時間勤務というのは、これは正職員ですよ、正規職員ですよ。それが時間が短くできるということは、その時間が短くなったところにこの人を入れるということ、別ですか。

石川教育長 補うんです。

川上委員 補うために。そうするとその予算はどうなるのですか。

石川教育長 当然、ノーワークノーペイの原則から、常勤職員の時間によって給料が減らされていくんですよ。

細野委員 だから、逆に言うと、経済的なあれじゃないんですよ。教育長が言ったように、シフトをどういう形で組んで、授業時間をどうするか、このあたりのお話を実はしてほしいんですよ。どういう工夫をなさっているのかというか、これを入れたときにね。どういう工夫をなさろうとしているのか、その準備の話をむしろ聞きたいんですよ。

小田原委員長 これ、東京都の条例はこういうふうになっているんだろうね。

由井学校教育部参事 今、教育長から話があったような内容については、授業がやっぱり教員の本務ですから、そのあたりを考えていかななくてはいけないと思いますが。都のほうからどういうやり方、どういう手順ですか、そういうことについては今のところ示されていないんですよ。ですから、うちのほうでもそういうところは学校長と話し合いながら、詰めていかなければいけないというふうに思います。というのが大きな課題と。

もう一つは、こういう1、2、3、4のとり方を月ごとに変えられるのですね、状況的には。ですから、その後の入る非常勤講師の入れ方についてもこちらも相当考えていかなないと、なかなか月ごとに勤務体系を変えられるような1人の非常勤講師というのはなかなかいませんから、そのあたりも考えていかななくてはいけない。この二つが大きな課題だと、それ、対応していきたいというふうに思います。

小田原委員長 例えば、どうしようもないんだよな。

由井学校教育部参事 非常勤講師ですね、間違えました。

小田原委員長 ということですが、そのほかいかがでしょうか。

川上委員 今おっしゃったように、一月ずつにこれが変えられると、勤務体制を変えられるというのは、ここでは読めませんよね。どこに書いてあるのですか。

古川指導室主査 都の条例に。

川上委員　　そうですね、私たちがいただいた資料の中では読めませんよね。ですから、本当にどうしようもないことで、私たちが今申し上げるしかないと思うのですね。私は、本当に育児のための短時間勤務、その短時間勤務というものの本来の意義、小田原委員長がおっしゃるような意義ですけれども、そこは短時間になったからお給料を減らすという形になってね。それをこちらの理由で、そんな問題じゃないとおっしゃいますけれども、それは本来じゃないと逆に私は思うのですね。もうできた法律ですからね、時間が短くなった分を給料を減らすという、ごめんなさいというところもありますしね。少子化に対する国の考え方とかということは、やっぱりそこまで全部考えて、もうできてしまったものですから、私たちはそれを一番いいように応援するしかないというふうに思いますけれども。ですけれども、こういうのを見たときに、またこれから先どういう法律ができるかというときも、やっぱりそういうところまで考えて、本質的なところの実現を目指さないと、うかうかしてられないというふうに思いますね。

小田原委員長　　本質的に考えていかないと、これに乗らざるを得ないのですけれどね。だけれども本当にこういうことをやっていって、いわゆる少子化に歯どめがかかるのか、あるいは私たちの生活は豊かになっていくのかというところを考えたら。それを納得して、じゃあやりましょうというふうにしていかないといけない。そのこのところ、出し方をやはり気をつけて。こういうふうに言ってきたからやりますというんでは、やっぱりまずいと思うのね。

石川教育長　　とにかく公務員全部に網を掛けているものですから、要するに教職員が対象ということじゃないわけですよ、スタートが。一般のこういう事務をやっているものとするれば、例えば1週間でこれだけのものをやるんだから、ただ自分の時間の割り振りはできるんですけれども。学校の子どもたちを相手にしている特に教員にとっては、時間割が決まっちゃっている中ですから、意外にこれ難しいんですよ。ですから、やっぱり相当考えていかないと、子どもたちに非常に影響が出てくる可能性は高いですね。

小田原委員長　　こうしてほしいということは言えるのですかね。東京都だってもうほとんど固まっているわけでしょう。

由井学校教育部参事　　あとこちらの運用の話になるのです。

小田原委員長　　運用は、だったら八王子だけこうというふうにはいかないでしょう。

由井学校教育部参事　　当事者のほうと学校体制。

小田原委員長　　それは校長でしょう。校長は悪者になりたくないよね。

由井学校教育部参事　そこは我々との話にまたなると思います。

川上委員　今も言ったように、学校のような教員としたら、これはパターンの3とか4とか、そういうことになるのでしょねというふうに思いますね。

石川教育長　4時間、5時間にされてしまうと本当に困っちゃうんですね。日によって来る来ないがあればね、それは講師によって対応できると思いますよ。もっとも動きなどを見ながら。

小田原委員長　現実的な対応は考えているだろうと思うけれども、どうにもならない形ではないだろうと思うんだけど。これ、審議過程ではなくて、こういうふうなことが考えられていますという話は、情報はないの。ここでは言えないか。

古川指導室主査　今、手元にはございません。東京都の条例のときの都議会の会議録を見ればと思うのですけれども、そこまで見ておりませんでした。

小田原委員長　そのほか、いかがですか。

流れとしては、この形でやっていただくことになります。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。やっぱり課題はこういうことなので、こういうふうにしてほしいということは東京都のほうにもお願いをしていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひ整理して、まとめておいていただきたいと思います。

小田原委員長　続いて、報告事項に入ります。

教育総務課から順次報告願います。

天野教育総務課長　それでは、平成20年度の八王子市特別奨学生の決定についてご報告いたします。説明につきましては、町田主査から説明させていただきます。

町田教育総務課主査　平成20年度八王子市特別奨学生の決定についてご報告いたします。お配りしてあります資料をごらん願います。

特別奨学金は、奨学生のうち特に成績が優秀な者について月額1万円の奨学金のほかに、月額3千円を加給する制度でございます。支給期間は、高等学校第2学年の4月から卒業時までで、採用人員は15名であります。

募集は、本年の4月に高等学校第2学年の奨学生を対象に第1学年時の成績が優秀な者ということで行っております。申請者は49名おりました。平均評定のよい順に序列をつけ、特別奨学生として15名を決定いたしております。

次に、特別奨学生の成績状況を表にまとめてございます。表の左側となりますが、決定

者は評定平均で4.9～4.2となっております。また、高等学校第1学年時の成績と奨学金申請時、すなわち中学校第3学年時の成績を比較しております。表の一番下の欄になりますけれども、特別奨学生として決定おります15人の平均といたしましては、中学校第3学年時に4.3であった者が、高等学校第1学年時では4.5ということになっております。また、特別奨学生の申請者全員49人と高等学校第2学年の奨学生全員の成績状況も参考におつけいたしております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの報告は以上をもって終わります。

御質疑、御意見ございませんか。

細野委員 成績状況を見ますと、最低の評定は申請時に3.1と書いていますね。これは決定後に4.2に上るということでしょうか。これはやっぱりいいことなんですよ。そうすると、今ここには今年の例しかないんですけれども、申請者がどれくらい経年的に変化しているのか、奨学制度を充実させなきゃいけない、そのあたりのことはわかりますでしょうか。

小田原委員長 あわせて聞けばね、高校2年生というのは去年のことですか。

天野教育総務課長 そうですね。

小田原委員長 去年の1年生が高校2年になると、中学で3.1だったのが2.2に下がっているわけ、そういうこと。

天野教育総務課長 そうです。全体にしてはそうですね。一番右側については、奨学生全体についての平均、今のお話ですと、そうですね、中学3年から高校1年の2年間。

小田原委員長 2.2だけれども、この方が15名の中に入ってしまったという、そういうことなのですね。

川上委員 それは入ってない。その隣もそうですね。3.1だった人が2.5まで。

小田原委員長 申請の段階なの、これは。

天野教育総務課長 全部母数が違います。15名については15名の申請時とそれから高校1年生。49名は49名という形で行っております。

それで今後の考え方ですけれども、こういった今の状況として、こういう経済的に、成績が優秀な子どもに奨学金、経済的な面で困窮している方に与えるということについては、拡大してこのように考える方はありますけれども。これについては、前回奨学金全体のこととでちょっとお話しさせていただいたと思いますが、これについて何とか予算計上のほう

に進めていきたいというふうに思っています。

小田原委員長 成績だから難しいんだけど、15名という限定があってもいいのかなという、そういう話に細野さんはなるんですね。だから絶対値で、例えば4.幾つ以上あれば増減があつてしかるべきだというふうにしてやった方がいいのか。来年の問題があるけれどもね。

細野委員 少し懸念が、上位何パーセントはという形にしたら、これ数が変わるわけですよ。それぐらいの幅ができるぐらいに原資を積み立てていくということを考えていかないと。

小田原委員長 奨学金ではないでしょう。基金制度にやっぱり持っていきべきじゃないかなと思うのですよね。そういう点ではね。

天野教育総務課長 ここでそういった構成の委員のこともあると思いますので、その辺を含めて考えたいと思います。

水崎委員 この評定は、子どもが入学した学校における評定ですよね。

天野教育総務課長 はい、そうでございます。

水崎委員 じゃ、学校によって多少差ってあるじゃないですか。でもそこは関係なしにして、入った学校において優秀な成績をとったということをもとにやっているわけですね。

天野教育総務課長 そうです、はい。

水崎委員 それだと、申請するときに証明書というのはとっているのですか。例えば成績証明書とか、所得証明書、校長の推薦書とか、そういったものもあるのか、そこら辺を教えてください。

天野教育総務課長 成績証明書はとっています。それから、経済的なものは……。

町田教育総務課主査 経済的なものに関しては、奨学生の第2学年に入るときに確認しておりますので、その前段でとっております。第2学年に上るときにも確認をとっております。その後4月に特別奨学金を申請する方にこういった成績証をですね……

石川教育長 一般の奨学生についての話でしょう。最初の段階で。

町田教育総務課主査 最初の段階でも確認しております。

水崎委員 学年が上る都度、2回ですけれども、所得の証明書はとっている形にしているということですね。校長の推薦とか、そういうのは特にはしないのですか。

天野教育総務課長 特にはないです。この特別奨学生についてはないです。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

水崎委員　　今の話のちょっと続きなんですけれども、一般奨学生100名ですよね。それで、途中で所得の関係で受給の資格を失ったという子どもはいるんですか。

天野教育総務課長　　それはあります。そういった子については、繰り上がりという形でありますけれども。

水崎委員　　人数的には、受給資格を失ったという子どもも多いのですか。どのぐらいの割合ですか。そんなにいない。

天野教育総務課長　　いないです。

水崎委員　　人数的にはどのぐらいですか。

町田教育総務課主査　　所得的に単年という考えになりますので、その次の年度を停止という形をとりました。その後、去年の話なんですけれども、所得を確認しまして、また厳しい条件にあったので、成績も大切なのですけれども、また復活という言い方はおかしいのですけれども、再度交付する。

小田原委員長　　そのほか何かございませんか。よろしいですか。

3,000円は、特別奨学生の特別の額としては妥当なのですか。

天野教育総務課長　　現状としては、この額がいいかなというふうには思っていますが、ただ、これも幾らがというのは。

小田原委員長　　例えば都立高校の授業料、月額幾らなんですか。

町田教育総務課主査　　現在1万200円でございます。

小田原委員長　　それでどういうふうに。月額、年額。

町田教育総務課主査　　月額1万200円でございます。

小田原委員長　　月額3,000円というと、3割ぐらい。4分の1か。

川上委員　　でも、1万円もらっている人ですよね。

石川教育長　　1万3,000円ですね、特別奨学生の。ただ、今の奨学金制度はいろんなのがありますよね。高級なものもあるし、こういうのもそうですけれども、そのほか私的な法人等の奨学金もある。多くの学校では、どれか一つをもらうとあとは全部だめなのですね。申請ができないようになっているんです。

小田原委員長　　学校によっては、私立学校の場合には、県なり市が条件になるんです。もらっているかどうかというのを。もらってないとそれは出ないです、それも。公的な部分は、公的というか、準公的というような場合には、これをもらっていたら、ほかの者に回すとか、そういうのを。だから1万3,000円で、3,000円支給が加われば受

当なんですけれども。

天野教育総務課長　　そういうものがほかにもあるかなと思いますが。

小田原委員長　　参考書は図書館でというふうになればね。

　　ということでよろしゅうございますか。

　　特別奨学生についてはこのように決定するというので、15名よろしく願いいたします。

小田原委員長　　引き続き、平成20年度教育課程編成及び平成19年度教育課程実施状況に関する調査の概要について、及び平成19年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査分析について、指導室から御説明願います。

　　教育課程の編成について。

宇都宮指導室統括指導主事　　これにつきましては、平成20年度の教育課程の編成、前々回のときに御報告いたしました教育課程、各学校が1年間取り組む内容に答えているものでございますけれども、それにつきましてはの編成。それから平成19年度、昨年度の教育課程の実施状況について調査いたしまして、小学校・中学校における教育課程の編成、実施状況の傾向を明らかにしていくという調査のものでございます。詳細につきましては、指導主事のほうから御報告いたします。

小林指導室指導主事　　平成20年度教育課程編成及び平成19年度教育課程実施状況に関する調査の概要について報告いたします。

　　資料は1枚目が概要、2枚目から4枚目が小学校の教育課程の編成状況、5枚目から7枚目が中学校の教育課程の編成状況、8枚目以降は順に授業時数の確保について、各学期の期間、長期休業日の期間の変更について、読書活動について、外部人材の活用について、となっております。

　　それでは、1枚目の概要をごらんください。平成20年度の教育課程の編成にあたっては、学力向上のための指導時間の確保と特色ある学校づくりを一層推進することを指導しました。指導時間の確保については、学習指導要領で示された標準時数を上回って設定し、計画的に余剰時数を活用して教育課程へ位置付けるよう指導しました。

　　特色ある学校づくりの推進については、教育目標に基づいた基本方針を作成しまして、その基本方針を実現するために指導の重点を具体的に示すことで、学校の特色を明らかにするように指導しました。

次に2枚目、ページ小1をごらんください。中学校につきましては5枚目、ページ中1をご参照ください。教育課程編成における教育目標の設定です。小・中学校ともに、思いやりの心、豊かな人間性、学力の向上を重視しています。小学校では、主体性の育成、規範意識を重視した学校が増加しました。中学校では、人格の尊重を26校が重視しており、上位3項目に入っております。

各教科等の指導の重点についてです。基礎・基本の定着を図る指導や、個に応じた指導が平成19年度同様上位を占めております。小学校では、学校図書館を活用した指導、視聴覚教材や教育機器などを活用した指導。中学校では、週ごとの指導計画に基づいた指導がそれぞれ増加しました。

8枚目、9枚目、ページ1・2をごらんください。授業時数の確保についてです。小学校67校、中学校31校が学力向上のために重点を置く教科等の時数を標準時数に上乗せしております。その中でも20時間以上の授業時数を上乗せした学校は、小学校26校、中学校16校あり、昨年度と比べて、小学校は10校、中学校は14校増加しております。

10枚目、11枚目、ページ3、4をごらんください。授業日数の確保についてです。学期の始まりと終わりを変更しまして、長期休業日の期間を短くすることで標準的に確保できる授業日数199日を上回って確保している学校が、小学校8校、中学校は7校あります。

後ろから2枚目、ページ5をごらんください。読書活動についてです。朝学習等で読書活動を実施している学校は、小学校では65校、中学校では36校あります。読書活動の方法としては、小・中学校ともに一斉読書が多く、小学校では読み聞かせが61校で行われています。

小学校の英語活動についてです。本年度英語活動を実施する小学校は50校ありまして、昨年度より16校増加しております。授業時間数は、第6学年で1時間～10時間実施する学校が多くなっております。

最後のページ、ページ6をごらんください。外部人材の活用についてです。児童・生徒の学習を支援するために外部人材を活用している学校は、小学校68校、中学校30校です。総合的な学習の時間や生活科で活用する学校が多くなっております。

学習の機会の充実状況についてです。始業前や放課後に学習をしている学校は、小学校60校、中学校35校あります。また、長期休業期間中に基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習を実施している学校は、小学校31校、中学校30校ありまして、昨年

度より小学校は5校、中学校は4校増加しました。

以上で、平成20年度教育課程編成及び平成19年度教育課程実施状況に関する調査の概要についての報告を終わります。

宇都宮指導室統括指導主事　なお、この調査につきましては、八王子市のデータをまとめたものでございますけれども、東京都の全市区町村のデータが集まりして、またそれについての企画につきましては御報告できるかなというふうに思っております。

以上です。

小田原委員長　指導室のまず教育課程の編成については以上ですが、とりあえずここまでのところで何かありませんか。

川上委員　指導の重点の内容として最も重視している内容で、その中でちょっと気になったのは、19年度から20年度にこの項目別で、私のところに送っていただいたものではなかなか見にくかったものですから、今ここでもう1回確認をしたのですが、特色ある教育活動の中学3年生のページですけれども、情操教育というのが、19年度に比べて、12というところから5に減っているんですね、20年度ね。それはもうその学校は、全体の学校ですか、全部の学校を合わせているんですか。12校だったのが5校になったということですか。ということは、12校はもうそれは達成された。ということで、またほかの項目、内容に変えたということですか。

石川教育長　新しい項目に変えたのは、それをとりあえずやらざるを得ないから、そういうことなんじゃないんですか。先程のことにしても、そういうことなんじゃないですか。

宇都宮指導室統括指導主事　そういうこともあろうかなというふうに。新しい重点項目が入ってきますと、要するにこの調査項目は常に同じものが入ってきているのではなくて、そのときそのときの社会を認識するといいますか、それで新しく入ってくるものがあります、トレンドィーなものがあって。そちらのほうにシフトするという事も考えられますので、単に達成できたからというだけではないということなのです。

川上委員　もちろんそうだと思いますが、でも、そしたら18、19、20と並べられないのじゃありませんか。もし項目が違うことが出てきたとすれば。

小田原委員長　それこそ、その時代の流れを見ていただいてということなのかもしれません。達成されたことからということではないとすればね。

川上委員　もちろんそうだと思いますが、それを最重要にしていなくてところがふえたということは、数字には出ているのです。

小田原委員長　読み方っていうのかな、毎年こういうふうにやっていて、僕はあんまり注意しなかったのだけれども。最も重視している内容の最もといたら一つしかないわけだよ。

川上委員　　ですよ、多分ですから。

小田原委員長　それは複数回答が書いてあるの何なのか。

川上委員　　それがちょっと私にもよくわからなくて、先ほども見て、どういうことですかと伺ったら、一つですとおっしゃったものですから、私の計算と合わなくて、算数と。

小田原委員長　学校数といたって、学校数はつくってないですね。しかも教科なんだよね。

宇都宮指導室統括指導主事　　そうですね、これは複数回答していますので、学校のほうで選択するのは複数でとっている。だから、もしかすると全部の項目をととても重要だと思っ  
て、全部つけている学校もあるということです。

川上委員　　そうすると、今の数字の減少がちょっと気になることは気になります。一番大事なことですよ、情操教育をすごく表面的にしかとらえていない方はおありだと思いますから、こんなのかなというふうに。

小田原委員長　　そのほかいかがですか。

水崎委員　　細かいことになるのですけれども、小学校の2ページのところで、指導の重点の(2)が道徳ですね、(3)が特別活動になっていると思うのですけれども、指摘の仕方なのでも、  
“上位3項目”はと書かれた四角に囲んだところがありますね、そこで、家庭・地域社会と連携した指導について8校増加しており、となっていますけれども、これは間違えているんじゃないかなと思います。

小田原委員長　　これ、去年のがそのまま残っているのではないか。右側の四角は。

水崎委員　　指摘の仕方です不自然だなというのはほかにもあったのですけれども、これは指導室のほうの専門的な見方なのか、ちょっと私はよくわからないのですけれども。少し指摘の仕方のところは、もう少し丁寧にしてもいいのかななんて思ったのですけれども。

小田原委員長　　これ、やる意味がなんなのかというのが、明確でないため。数字並べているだけで、だからどうなんだ、じゃ、どうしましょうかというところのが欲しいんです。今の説明は、こうなっています、それはここの概要のところを見れば、そのとおりですけれども。じゃあどうしましょうかというときに、それはさっきのように、結果が達成できたから、今年度はまた移っているというふうな話が欲しいわけ、実はね。

川上委員　それを読むのはデータですからね。

小田原委員長　そこが欲しいんです。ことしの特色はこうだといったときに、去年はこうだ、今年はこういうふうにする。これはいいことなのだ、悪いことなのだ、そういうことだと思うんです。それがそのまま次の問題行動に行くわけですから。そうして連続していかなければいけないですね。だから、このデータをとるのは大変だと思うのだよ。わからないようなこと、あるいは抽象的なことを書いているわけだから。それをアンケートでもって答えているんだろうけれども。そのアンケートというのは余り、こういうことを言ったら怒られちゃうんですけれども、余り信用できないというところがありますので。

細野委員　確かに。この順番にみんな　をつけたら、もういいだろうと思うね。何の意味もない。

小田原委員長　八王子の教育目標にあるから、教育目標に出してやっていかなければいけない部分があるだろうから、今もって。外づらとしてはそういうような話だよな。実質、どうなんだろう。実際にあなた方というか、我々が学校に行ったときに、言っていることとやっていることが違うんじゃないかという、その指摘だろう。それが欲しい。そのデータ、そういうところのほうに力を注いでいくべきだろうな。

細野委員　こんなアンケートなんてとらなくてもいいのかもしれない、時間がもったいないから。

小田原委員長　東京都のほうに出さなくてはいけないんだよな。

細野委員　だから、こんなのやめると、時間がもったいない。もっとやるべきこといっぱいあるだろう。

川上委員　現場でね。

石川教育長　これ、やめようと言うけれども、活かせるものだったらね。ただ単に言われたことを書いていただけじゃなくて。使わなかったら、全く徒労になってしまうかもしれない。

細野委員　だから、特色のある都内でこういう小学校があると。それはどういうことをやっているのだろうかというんでね。そこのところの方針みたいなものを見せてくださいよと、そういうやつを使えばいいんですよ。

小田原委員長　ただ、思いやりの心というのはほとんどあるけれども、思いやりの心を掲げて、実際にどういうふうなことがなされて、効果があったんだと。そういうところを実例を示してくれたらなど。

宇都宮指導室統括指導主事　わかりました。データの分析の方法等、今後活用の方法について……。

小田原委員長　検証なんだろうね。

宇都宮指導室統括指導主事　検証していきたいと思います。

小田原委員長　実際のね。そしてそれをさらに、じゃ、皆さんこうした方がいいんじゃないのかなというふうにして、示していくことだろう。

細野委員　だからね、東京都の教育委員会は、俺たちは仕事をしているんだと、こういうのでデータをとっているじゃないかと。それは本末転倒。現場のほうをそれだけいじめることになる、時間がないんだから。やめろ、そう私だったら言う。

小田原委員長　教頭さんとか主幹で、もう同じような調査ばかり来ているから、やめてちょうだいというような話はそういうところにあるんじゃないの、ない。

宇都宮指導室統括指導主事　届いてきません、それに関しては。

川上委員　それはかなりあると思います。それは何回も聞きます、長年にわたって聞いていますけれども。ですから、これが上ってこれないような関係があるということはおかしいんだと思います。それはこうですね、こうですねと、前のじゃないですけども、何かそのところで、関係のあり方だというふうに思います。

水崎委員　そこは確かに私も感じます。川上先生のおっしゃるとおりだと思います。かなりの調査の量だということは、私はお聞きしています。ただ細かいところまで私はやったことがないのでわからないですけども。年度当初なんかもかなり多いし、同じようなものを幾つも出さなくてはいけないという、かなりの厳しい状況だというのは聞いていますので、そこら辺も何か工夫をして差上げた方が、もう少しいい学校経営ができる、経営というか、できるかなと思います。

小田原委員長　丸々聞いたと言っちゃだめなんだけど、僕は、都が半分は能力の問題があるかもしれない。

水崎委員　もちろんそれはわかりません。私には。

宇都宮指導室統括指導主事　指導室から出す書類だけではございません。現場で副校長を2年やっておりましたので、書類の攻撃は受けてまいりましたので、わかりませんが。やはり関係、それぞれの部署から来ますので同じような調査が来ることもございますけれども、やはり特に審議会の前ですとか、やはり教育委員会の実態を知らなければならないということで調査をかけているものはたくさんございます。それこそ教育委員会だけからはな

くて、それ以外の部署からの調査ものもいろいろありますので、できる限り指導室としては努力して減らしていきたいなとは思っていますが、今ご指摘いただいたように、とったデータにつきましては大切にして、今後の教育課程の編成に生かしていけるようにしたいと思います。

川上委員 それに関して、出す方もいいかげんだし、もらった方もそれを大切にしないとお互いにどんどん悪くなります。

宇都宮指導室統括指導主事 きのう、小学校の副校長会の役員の方々が指導室のほうにごあいさつに参りました。その際に、指導室長のほうから、会議をできるだけ減らしてくれと、要するに外に出てくる会議を減らして、学校が現場、現場が仕事なんだから、職場なんだから、そこでの時間をふやして、効率的な会議を進めるようにということは、昨日お話しをしまいいりました。

小田原委員長 で、どうだったですか。

宇都宮指導室統括指導主事 はいとは言っていましたけれども、昨年度より今年度のほうが若干数減ってはいます。あとは効率的に、中身をいかに効率的に進めていくかというところが、もう一步今年度進めてくださいとお願いしたところです。

小田原委員長 その話に行っちゃうとまずいんだけども。東京都のほうでは、校長会・教頭会は出張と認めていないのですか。

由井学校教育部参事 都全体では認められている。

石川教育長 都立学校は認めていないですよ。要するに都教委が主催するもの以外は認めてないですね。

小田原委員長 ところが八王子はみんな出張しているんでしょう。そこが問題なんだよね。だから水曜日の教研集会についても、いつの間にかというか、私が赴任した当初は、あれは出張ではないんじゃないかみたいな話だったけれども、結局何かうやむやになっちゃっている部分があるんですよ。余りいろいろ言ってもしょうがないから、みんな放ったらかしになっている部分があります。みんななんて言ったらいけない。かなりの部分が、あれどうなったというのを聞かないでいますけれども、幾つかそういう部分がありますのでね。検討する材料の一つであつたらうと思いますね。

アンケートの話がそれちゃっていますけれども、指導室だけがダブっている部分というのはないわけじゃない。それと他部署と似たようなものがあるんだつたら、1本にできないかとか、そういう検討はなかなかできないでしょう、指導室が。教育総務課あたりがむ

しろやってくれるとありがたい話になるだろうと思うんだけど、多分ね。ここら辺をひっくるめて。

小田原委員長 指導室がやっても、ちょっとやりにくい部分だろうとは思っただけでもね。指導室が抱えている部分でなっているところは、整理していかなければいけないと思いますね。いろいろと。

で、どうですか、この資料のあいまいさから、話がどんどんつながってくるけれども、この資料そのものについて。授業の日数が増えた。本当に授業の日数が増えていると喜んでいいのかどうか。

と言えるのだろうか。それぞれの学校がいろいろ工夫して努力しているということはわかりますよね。ここの中から言えば。それがどうなるだろうなということなんだよな。例えば20時間以上上乘せしている学校で、小学校で20時間ある。20時間というのは大きいですね。年間20時間というのは大きいよね。そうすると、この20時間というので国語、どうだった、どうなっている、その話が聞きたい。ここと同じように20時間やっている清水小と二小、どうなっているか。そこが聞きたい。

宇都宮指導室統括指導主事 これは言いわけをするわけではありませんが、学校数が多いせいもあって、データの集計でここまでの時間にまとめるのにもやっとまとめている状況なんです。でも、本来的にはそうではなくて、これ、項目別にクロスデータで集計していかないと実質のところは見えてこないだろう。特定校でこういう取り組みをやっている学校がある、授業時数をふやしている、日数もふやしている、そして指導内容はこういう工夫をしているというクロスの集計の中で、一般的に各学校にも、こういうやり方をしている学校もありますよというのを示していかなければならないなというふうには考えておりますので、もうちょっとお時間をいただければ、分析をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

小田原委員長 効果があらわれている学校は確かにあるのですよ。

細野委員 それで、そういうデータをつくったら、ほかの学校も、これアクセスして見られるようにしてほしいです。

宇都宮指導室統括指導主事 もちろん。

細野委員 そうすると、それを参考にすることができますから。

水崎委員 今のお話なんですけれども、確かにそういう形で見えていくのは大事だと思うのですが、学校によって、子どもたちにはかなり違いがあるんですよ。そこら辺は指

導室のほう、御存じだと思えるのですけれども。だから同じ取り組みをしても、効果がすぐに出る学校となかなか出ない学校といろいろあると思いますので、そこら辺はやはり考慮しながら、データをつくって見ていかないとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

小田原委員長　それ、子どもが違うんじゃないですか。

水崎委員　でも家庭環境とか。

小田原委員長　家庭環境が悪ければ子どもが悪いという、そんな話は絶対ありませんよ。

水崎委員　悪いという意味じゃなくて、いい悪いという言い方を私はするつもりはないのですけれども。やはり、学校を見てもらったらわかる、指導室のほうなんかはわかりませんか。だからこそ、この学校だからと思って一生懸命先生が力を入れてくださっている、それなんかは見える部分であると思うのですね。確かに学校によって、地域も含めて、いい悪いと私は言うつもりはないのですけれども、違いはあると思います。もちろん平均点を見ても、地域のバラつきとかはあると思うのですよ、学力調査の。あれも含めていろいろな、何と言うのですか、余りここではちょっとお話をしたくはないのですけれども、やはり環境ということも大きいと思うのですね。一概にこれをやったからこうなるんだという公式は当てはまらないんじゃないかという、そこを私は申し上げたかったんですけれどもね。

細野委員　そうじゃなくて、それぞれ地域的な事情もあるけれども、ここまでは教員の努力でできますよ、ここは今度は地域の皆さんの御協力が必要だとか、それを判断するためにも、ほかの学校の情報もやっぱり参考にすべきだと。

水崎委員　それは先生のおっしゃるとおりだと思います。確かにいろんな取り組みを見て、じゃ、これはうちの学校で活かせるとか、使えるとか、それは私本当にいいことだと思うし、やっていかなくてもいけないことだと思うのですね。それをした結果で、いい結果が出なかったからという、そこだけを見ないでほしい、それをお願いしただけなのです。

細野委員　だから、その結果というのは、それを学校を運営する人たちがどれぐらいの時間的なスパンで効果を出そうとしているのか。じゃ、流れは構造的な問題があるから、普通の学校だと3年かかるやつを5年かかるかもしれない、6年かかるかもしれない。でもこれやっていきますよという、そういう判断材料として使えばいいですよ。いいですか、だからなるべく私は学校の情報は皆さんが努力して公開すべきだと思います。私たちはここをやってきましたというやつを、努力をどんどん出せばいいですよ。どんどん使ってください。

小田原委員長 なるべくじゃなく、全部と思ったらいいです。

もう一つ、地域ってよく言われるけれども、地域っていうのは僕よくわからないんですよ。水崎さんが言っている地域というのがね。例えば日本が縄文時代はギリシャはどういう時代だったのか、そう見るの。こんなに違うんですよ。だからいいとか悪いとかいうのはよくわからないから言いませんけれども、全部だめだという話じゃないんですよ。

水崎委員 だめっていうのは……。

小田原委員長 だめって言っているんですよ、地域によって違うんです。

水崎委員 その学校の取り組み方がいろいろあるんじゃないかと言っているんですが、同じことをやっても活きるところと活きないところがあるじゃないですか。

細野委員 そうじゃなくて、委員長が言うのは、これは地域がだめだから、おれらがやってもだめなんだというような雰囲気を学校の中につくってほしくないんですよ。

水崎委員 それはつくってないですよ。

細野委員 そういう形のエクスキューズも恐らくあるかもしれない。でも、そういう雰囲気はならないようにしないといけない、こういう話ですよ。

小田原委員長 水崎さんが言っているのは、子どもを見なさいと言っているけれども、子どもの何を見るわけ。子どもを見なさいって、見てくださって。多分実際に言っていて、そういうことを実感しているから、あなた方もそういうふうに見なさいと言っているんですよ。そこがよくわからない。

細野委員 確かに学力テスト調査を見ると、ブロック別にするとかなりの差があることは確かです。でもそれがすべて地域の差があるのだろうか。あるいはそれをエクスキューズしたって、この地域はどうせこうなんだからというような先生方に意識ができれば、これは非常によくはないことなんですよ。その話をしていたんですよ。

水崎委員 それは確かにまずいと思いますね、それ、イコールになっちゃったらね。私はそれを言いたかったわけじゃなくて、学校によっていろいろ差があるのだと。だから、その学校内で一生懸命子どもたちのために先生たちがやってくださっていると思うので、もちろんさっき細野先生がおっしゃったようないろいろな取り組みを公表する、それなんかはすごくいいと思うし、それが例えばそこで予算をつける必要があれば、そこら辺だって検討していくとか、そこも含めて前向きにどんどん取り組むのはいいと思うのですけれども。ただ、学校同士を比べるというのですか、それを私はしてほしくないなと、それで言ったのです。

小田原委員長 何で比べちゃいけないんだというのが、わからない。

細野委員 いいですか、地域差があるというと、これ、地域差なんだろう。先生方がどこまで地域差を埋めることができるのか。そうすると、地域差なんて本当はそんなにないのかもしれない、私はそう思いますよ。

水崎委員 確かにそれ、地域差がないのであれば、学校同士を比べる必要はないんじゃないかと思います。

細野委員 それは違いますよ。学校を比べるのじゃなくて、情報はみんな出しておきなさいという、こういう話ですよ。比べるのは皆さんですよ。僕はそんなことを考えていない。

小田原委員長 細野さんが言っている違いがないというのが、違いは何と言うのかな、ものの違いはないということです。本質的なものの違いはないんだけど、だけれども違いが生じているのは確かにあるんです。違いがない、だから比べるわけですよ。みんな違いがあってもいいんですけども、その違いというのは、それぞれの個性的な部分は違っていいんだけど、例えば学力に応じてこの部分のこと、例えば「あいうえお」がわからなければいけないと言ったら、これは「あいうえお」がわからなければいけないんだよ。ところが「あう」しか知らないということだってあるわけですよ。そういう差があるということを我々は知らなければいけないんです。比べなければ、そんなのわかるわけがないんです。それは、比べるのはそれをするなど、何でそんなことになるのですか、そこがわからない。

水崎委員 そうじゃなくて、もちろん数字とかはいいのですけれども。そこで、何というかな、批判をしてほしくないという。

小田原委員長 批判って、何で批判しちゃいけないの。批判のない世の中だったら、何があるの。

川上委員 話がずれ過ぎていて、先ほど私が効果という言葉を使ったのがよくなかった。効果というのは教育的なことを、それからいろんな方法で先生たちが一生懸命なかって、それで効果が出てきますけれども、その効果の出方ってみんな違うと思うのです。子どもたちのそれこそ個性がそこに出てきて、ロボットをつくるわけじゃありませんから、こうならなければいけないという人間のモデルをつくっているわけではないの。だからそれぞれに違いはあるし、ただその違いというものは差がある、上下の差という差ではないのではないのかなというふうに思います。多分差はあると思う、違いという形でとらえないといけないのかな。やっぱりそこを受けたものが同じでも、受け取り側によってみんな違い

ますから、結果違った人間になっていって、みんなそこに同じ人間が並んでいたらおもしろくないのと同じように、教育の現場ってそういうふうにあっていいんじゃないかなと思っているんですけれども。余り比べるとか、そういうところの結果とか、私が一番最初に、効果が出たというようなことを言っちゃったから、こうなっちゃったのかなと思って、ちょっと責任を感じますけれども。

小田原委員長 効果って、検証しなければいけない話ですからね。そしたら効果があるというならば、これ一つのメディアですからね。結論から言うと悪いことじゃない。

川上委員 悪くはないと思います。ただ、教育の現場に長いこといた者として考えると、どんなに同じように、集団でもそうですけれども、個別にでも指導したとしても、その持っている人間、受け取る人間の子どもの結果というのは、結果としてみんな違いますから、それを違いとして、個性として、でも同じもの、一生懸命いろんな方法でいろんなものを与え続けなければならないとか、いろいろお互いに学び合わなければいけないとかというところは、どこの現場でも、地域でも、時代でも同じなのではないかなというふうに思っていて、そこを余りこういうふうにとらえなくてもいいのかなというふうに、私は感じているのですけれどもね。

細野委員 あのね、今年4月だったかな、校長先生達を前にして、皆さんは平均点とばらつきの両方見ていますかって聞いたの、私。そしたらね、平均点ばかり見ていてばらつきを見てない。実は教育普及の効果って、ばらつきが大きい。ピンキリね。ピンキリをどうやって克服するか。八王子全体としてピンキリをどうやって少なくするのか。学校の中でピンキリをどうやって進めていくのか。それは教育効果なんですよ。これは地域だからもう全然縮まらないんだ、操作できないんだ。これ、教育の負けなんですよ。だから、それは、いいですか、序列というのは結果として出ます。でも、それですべてが決まってしまうと言えないでしょう。生まれたときに貴族だったとか、生まれたときに平民だったとか、そういうものじゃないでしょう。今、もう変わるわけですよ。序列は変わるんです、いいですか、固定じゃないんです。そこのところを怖がっていたら、何もできない。

水崎委員 一つだけ、誤解してもらったら困るのは、こういう地域だからだめなんだと、私は決してそれを言いたかったわけじゃないんです。いろんな地域があって、いろんな子どもがいて、その中でということ言いたかっただけで。こういう地域だから、どんなことをやったって大した効果はないんだらうって、そういうことを言っているわけではないんですね。それだけ誤解していただきたくないなと思うんです。

細野委員 いや、逆にそういう事象が出ると、先生方だって、みんなが一生懸命働こうというふうに思わないかもしれない。そういう先生もいるかもしれない。もうこの地域だからこうだと色眼鏡で見る人だっているかもしれない。そうじゃなくて、そういう地域なんというのは、全国どこにあったって教育の力で何とかできるんだ。そういう雰囲気づくりのほうがずっと大事なの。

石川教育長 学校が置かれている状況とか、子どもの置かれている状況というのは、みんな違うと思うんですよ。でも、それは我々はきちんとやっぱり認識をしておかなければいけないんだと思います。特にその現場にいる人間としては。やっぱり私、ただ単にアンケートをとったものを集計して、編集して出したって意味がない。それはさっき言ったように、クロス集計をして、初めて生きた資料になるのだけれども。それまできちんとやらなければだめだと思うんです。ただ、授業時数をふやしたから、本当にその効果が上がっているのか。時数増やして、授業日数が増え、しかもその結果が出ているのかどうか。その辺はやっぱりきちんとしたデータを示していかないとだめなんだと思うのですね。私、絶対量が今不足していると思うから、それを増やすことは必ず結果につながると思うけれども。問題は、それを子どもに施す教員たちが、子どもたちにどういう働きかけをしているかなんですよ。形だけ取り入れたって、こんなものは絶対結果は出ないですよ。むしろ夏休みを少なくするのはいやだとかこういうふうに子どもに思わせてしまったら、それでも子どもは閉じてしまうわけですから、そうではだめなんですよ。これをやると、こういう期待があるんだということ子どもたちに自覚をさせて、子どもたちがやってみようという、そういうことを経営者を初めとして教員がやってくれないことには、結果なんかは出ないですよ。だから、そういうのを、いろんな実践例を知る中から、この学校でこういうことをやったらこういう結果が出たよ。その裏側に、背景にはこういうことがあるんだということをやっぱり知らせてほしいんだよね。それがこのデータをとる意味なんだろうと思います。ただ単に調査をして、まとめました。で、ここで発表しました。これでは何の意味もない。教育委員会というのは学校の支援をするのが一番の大事なところなんだけれども。問題は、だからここで出したデータをどう活かすかですよ。私が、それはさっき言ったとおりなんですけれども。是非それをやってもらいたいね。

小田原委員長 この件はよろしいですか。

水崎委員 一つだけ、別のことで教えてください。授業時数というのは、上限というのはあるのですか。最高何時間までというのは、ないのですか。

宇都宮指導室統括指導主事 標準時数というのはございますけれども、それを超える分については各学校の裁量で。

水崎委員 裁量で。上限はなしと。

宇都宮指導室統括指導主事 なしですが、物理的に子どもたちの体力もありますので。

小田原委員長 要するに5日の6時間が標準になる。基本か、基本ではなくて枠か。

石川教育長 今、時間足していただいたのではなくて、総時間数で言っているでしょう、何時間、最終的には。

小田原委員長 例えば学習指導要領で標準は何時間と決めているけれども、その上限が幾つですというふうな聞き方はないと、そういうことですね。

宇都宮指導室統括指導主事 ありがとうございました。

小田原委員長 続けて、指導室から、児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査分析について報告願います。

宇都宮指導室統括指導主事 平成19年度の児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、御報告申し上げます。

この調査に関しましては、文部科学省の方の調査でございまして、暴力・いじめ・不登校等の状況について調査いたしまして、実態把握を行いまして、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に活かすものでございます。詳細につきましては、指導主事のほうから説明いたします。

窪指導室指導主事 それでは、資料をごらんください。平成19年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査分析について御報告いたします。

初めに、暴力行為です。平成19年の暴力行為の発生件数は、平成18年度に比べ中学校では3件の増、小学校では1件の減となり、ほぼ横ばい傾向でした。各学校では、暴力行為の未然防止を目的とした児童・生徒の情報交換や、学校体制の整備、児童・生徒の心の安定を図る個に応じた指導の共有化等の取組を行っていることなどが一定の成果をあげています。一般的に問題行動の低年齢化が進んでいる現状があり、今後、小学校高学年の問題行動の未然防止は大きな課題であります。小学校においても、八王子警察・高尾警察・八王子少年センターとの連携や関係諸機関との連携、小・中学校各ブロック・各地域での広域にわたる情報連携を充実してまいります。

次に、いじめの発生件数です。平成19年度のいじめの発生件数は、平成18年度と比

較すると小学校・中学校ともに57件の減となりました。平成18年度にいじめの定義が変更になり、発生件数が増加しましたが、各校把握したいじめに対して幅広く対処し、未然防止に取り組んだ結果によるものです。本市ではいじめの防止策として、メンタルサポーターの配置や教育相談室での迅速な対応を行ってきました。それらの取組が、平成19年度にいじめの発生件数の減少となりました。しかしながら、本市全体を見れば、まだかなりの件数のいじめの発生があることは事実です。いじめのない学校を目指し、今後も、早期発見、早期対応を心掛け、未然防止への取組を推進してまいります。

最後に、不登校の人数についてです。平成19年度の不登校児童・生徒数は、平成18年度に比べ、小学校では7人の増、中学校では5人の減という結果となりました。登校支援センターによる個票システムの充実、巡回訪問等による対応が、不登校児童・生徒の大幅な増加傾向に対しての歯止めとなっています。今後、小学校6年生から中学校1年生への円滑な接続による不登校児童・生徒数の減少を図っていくことが大きな課題です。登校支援センターはさらなる個票システムの充実、各小・中学校との綿密な情報連携により、平成20年度につきましては、1割減を目標にした取組を推進してまいります。

以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は以上でございます。

何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 一つ先に教えてほしいのですけれども、この題名なんですけれども、これは東京から言われている題名なのですか。児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題、これは。

宇都宮指導室統括指導主事 文部科学省でございます。

水崎委員 文部科学省の言葉なのですね。わかりました。

小田原委員長 これは学校基本調査の一部。

宇都宮指導室統括指導主事 いや、学校基本調査とは別の調査になります。

小田原委員長 こういうのがダブってくるんだよね。

宇都宮指導室統括指導主事 共通している部分が、不登校の部分だけですので、それ以外のものは学校基本調査と異なっているものでございます。

水崎委員 暴力行為の内容というのは、こういった内容かというのは出ていますか。

窪指導室指導主事 暴力行為につきましては、対教師の部分と、あと生徒間同士の部分と、あとは対人暴力ですね、それから器物破損の4項目になっております。それを含めて暴力

行為の件数としてあげています。

水崎委員 八王子の小学校2件、中学校14件というのは、どれに当たるかは今公表はできないのですか。

窪指導室指導主事 小学校につきましては、児童間の暴力行為が1件と器物破損が1件でございます。中学校につきましては、対教師暴力が3件、生徒間での暴力行為が8件、器物破損が3件でございます。

小田原委員長 これ、ダブリがあるわけでしょう。

窪指導室指導主事 これはダブリはございません。

小田原委員長 そうすると、複数にわたってないの。殴った拍子に吹っ飛んでいった、あるいは壊しちゃったというのは、どっちかに入れてあるわけね。

宇都宮指導室統括指導主事 さらに今のもう一つが対教師暴力を除いての3項目については、学校外のものもありますので。

小田原委員長 だって、対人というのは何なの。

窪指導室指導主事 一般の人。

小田原委員長 一般の人なの。教師とか児童・生徒は対人じゃないの。

川上委員 いえ、だから、児童関係とか、…………。

小田原委員長 そういう意味か。理解しようとするけれども。対物の暴力というのはないのか。器物破損というのが暴力か。人に対しての。

川上委員 言葉の暴力も暴力に入るかということ、この場合の暴力には入らないんですね。

小田原委員長 いじめのほうに行っちゃう。

石川教育長 それに対して暴言を吐くというのだから、それはいじめじゃないだろうと思います。

小田原委員長 ああ、そうか。体育教員や指導員とか、何か注意された……。

水崎委員 続けて、よろしいですか。今の暴力行為と、例えば発達障害のある特別支援が必要な子どもともそういう関係というのですか、そういうこととかはあるのですか。そこから辺まではまだですか、ただ数字で出しただけで。

小田原委員長 言っている話がよくわかりません。

川上委員 生徒間、児童関係のことですか。

窪指導室指導主事 発達障害ではないですか、そういう課題というか、起こしたケースはありませんかということですね。

小田原委員長 それはいじめと同じで、暴力だと思われたら暴力をやっているんじゃないですか。それは発達障害のそういうことを言っているのかわからないけれども、先生と取っ組み合いになっちゃったというようなのは暴力かどうかと言ったら、これは暴力じゃないという判断を学校はしているよ。そんなことは毎日取っ組み合いをするからね。

水崎委員 それはまた、これについて考えるべきですよ。

小田原委員長 いや、暴力はわからないけれども。この数字からいうと、入っていない。

川上委員 入っていたら、もっと大きい。

海野学校教育部主幹 今の特別支援にかかわる子どもとその暴力とのかかわりという、事例によっては特別支援にかかわる、いわゆる発達障害が背景に考えられるようなケースも中にはあるかと思います。数的な把握はしておりませんので何とも言えませんが、人間関係がうまくいかない中で、クラスの間人間関係である部分追い詰められてしまったり、あるいは非行に絡んでいくようなケースの中に、結果として暴力というのがあらわれ方をするようなこともあるかと思います。

石川教育長 文部科学省は生徒指導という言葉を使いますね。東京都は生活指導って言っているんですよ。この辺がやっぱりちょっと間違いやすいところなのですけどもね。

小田原委員長 生徒指導というのは、すべてが生徒指導なのですよ。だから東京都は生活指導っていうふうに。

この下の今の暴力の点でいくと、解説のところでも4行目、低年齢化が進んでいる現状があるっていうのを、これ、分析に入れるんですか。これでいくと、平成12年度は別にして、低年齢化が進んでいるなんてどこに入れてるの。一般的に言っても。

窪指導室指導主事 ちょっと言葉が抜けていますけれども、説明のときには一般的にと説明させていただきました。

小田原委員長 だから、一般的にというのは全国を言うわけ。どういうこと。

石川教育長 非行との問題行動全体をとらえると、低年齢化というのが言われているけれども、この報告の中でそれがあのかどうかというのは、それ、どこにあるんだっていう話ですよ。

小田原委員長 これがね、その次も行くよ。今後、小学校高学年の問題行動の未然防止は大きな課題である。これ、何言ってるの。そうすると、これ全体が信用できなくなるの。

石川教育長 要するに八王子ではあらわれていないけれども、去年のデータから見て、そういう傾向があるんだったら、こう書けるけれども。そういうのをちゃんと見た上で書い

ているのかどうかということをおっしゃっているのですよ。

小田原委員長　だから、数字はそのとおりだろうと思うよ。だけれど数字も違っているのかもしれない、そういう見方。だから危ないんだよ、こういう書き方っていうのは。気をつけてほしいんですね。

宇都宮指導室統括指導主事　はい、わかりました。

小田原委員長　これをもうそのまま文書化されているわけだから、これがどんどん出て行くわけですからね。逆に言えば、この数字でそういうふうに言っているというのなら、この読み方はおかしいんじゃないかという話になってしまうんだよね。

石川教育長　この間、ちょっと話はズれるんですけども、政策会議で部長たちが集まる会議で資料がたくさん出てきたんですけども、あそこは部長が会議するわけだから、最終的には部長の目を通ってきているはずなんですよ。ところを見るといっぱい間違えているのがある。中には文章になっていないようなものもあるんですよ。それはやっぱりまずいんでね。要するに私の所管の学校教育部から出したものについては指摘しましたけれども、要するに事実に基づいて書かれていないんですよ。全くそういうのをいいかげんにするけれども。だから子どもたちの学力低下なんてことを言われるけれども、大人が学力低下をしているんですね。

小田原委員長　八王子市職員がと言った方がいいんじゃないですか。

石川教育長　八王子市職員がとは言わない。全体にそうだというふうに私は思っているのですよ。批判があったら、どうぞ。

小田原委員長　言いわけじゃなくて、弁解ありますか。

細野委員　確かに僕もそう思うんです。このデータ、本当なのかしら。これ、校長が答えているんでしょう。だれが書いているの、これ。

宇都宮指導室統括指導主事　副校長か、生徒指導。

細野委員　急に何かいじめなんて、グッとふえているじゃない。

小田原委員長　これは定義が変わったんですよ。

細野委員　定義が変わったの。じゃ、その定義を書いてもらわないと。

宇都宮指導室統括指導主事　それまではいじめが心理的に、肉体的に、継続的という言葉が入っていたんですが、継続的という言葉が消えたんです。なので、相手がいじめられたと感じた時点で、いじめが認知された時点で1名というカウントになりますので。

細野委員　これ、連続のグラフじゃだめなんだよね。

宇都宮指導室統括指導主事　　そうですね。

細野委員　　情報が違うんだから。

小田原委員長　　白い線で空白をつくった方がいい。

細野委員　　要するに、これだってみんな労力がかかっているわけだよ。このあれを持ってきて、どういう政策を我々は考えなければいけないので、とにかくやらなければね。それとデータ自身の申告はうそなのか、定義が変わったのか。これとこの文言とはどういうふうに対応しているのかということ、やっぱり精査してもらわないといけないですからね。

宇都宮指導室統括指導主事　　わかりました

水崎委員　　いじめのところなんですけれども、学校が裏サイトがいじめの温床になっているとよく聞きますが、その対処方法をどう考えているのか、これを取り上げてやっているところも中にはあるんですけれども、それは八王子市教育委員会としてそれは取り上げてはないのか、何か今考えていることがあるのか、そこら辺をちょっと聞きたいなと思います。

由井学校教育部参事　　裏サイトに関しては、やっぱり携帯を持って学校に、携帯を持つ、持たないとか、活用方法についての一番は、家庭が一番責任があるというふうに、まず思っています。ですから、家庭の啓発だと思っています。あるいは学校での家庭を巻き込んだ生徒指導、そういうのを重視させてもらっています。

それから、学校でそういうものに気づいたら、それについては今、サイトのほうを、警察を通して何か削除ができるような方策があるということですので、そういうところで削除されていますけれども、結局、パスワードをかけたりですとか、どんどん居場所を変えたりとかしているんで、なかなかもう後追いになって難しいというのは現状ですね。基本的にはやっぱり家庭でケアしていくということを考えています。

以上です。

水崎委員　　わかりました。

小田原委員長　　これは、非常に気になるところなんですけれども、教育再生懇談会で話題になって、それは家庭の問題じゃないのかとか、あるいは指導の問題であるというような話、あるいはフィルタリングの問題とか、いろんなそういうような話が出てきたところで、福田総理がそんなものを持たせる必要があるのかというふうに言ったら、そっちに話が行っちゃったというので、ああいう意見書になったと。そしたら最近になって、議員立法での話が浮上してきたんだよね、あれをやったら、持たせないというふうな、そういう規制

をかけてきているのだけれども。それについてはいかがかなというふうに私は個人的に思う。そんな法律だとか、あるいは学校が持ってくるなという、そういう話じゃないんだろう。学校が持ってくるなと言うのだったら、それはそれでいいけれども。教育委員会が、こうしろああしろなんていう話じゃないだろうというふうに私は思うのですよ。ただ、問題になっていることが事実であるならば、それに対してどういうふうに対応していかなければいけないか、そこを考えなければ。家庭でなかなかできないとすれば、ではどういうふうに学校として考えていかなければいけないか。そういう問題だろうと思うのですね。それについて私たちが考えていく、教育委員会事務局に考えるというのではなくて、私たちがどういうふうに対応するかということだろうと思います。

川上委員 今、水崎委員の一番最初の質問の意図は、このいじめの中に、携帯電話の裏サイトとか、書き込みでのいじめという件数があるのですかという質問に私は聞き取れたのですが。この276、219といういじめの内容というのはわかるのですか。

宇都宮指導室統括指導主事 具体的な中身についての把握はできていませんけれども、この学校で何件あったというデータはとっていますので、追跡すれば、追っかければ、追いかけられます。

小田原委員長 中学校の校長会の、あれ何と言いましたか、研究紀要の中には、携帯等による問題がランク別になって、去年も今年も出ている。数としてはそう多くはありませんでしたけれども。いじめというような形になっているかというのは、そのところは、そういう話はなかったですよ。数が多いとすれば、じゃ、どういう数が多いのか。それに対してどういうふうにするかというの、この、やっぱり未然防止の取組のところもそういうところでの分析というのかな、対応を考えなければいけなわけですね。

そのほか、いかがですか。

水崎委員 不登校のところなんですけれども、この人数なんですけど、同じ子がずっとこの数に入っているのか、これちょっとどう分析すればいいのですか。

宇都宮指導室統括指導主事 そこまではデータがとれていませんが、個票システムを本市ではとっておりますので、その個票を追っていけばあらわれるというふうに思います。

水崎委員 これは単なるこの年度の不登校という数字ととっていいですね。

宇都宮指導室統括指導主事 はい。

水崎委員 そしてあと、実は登校支援ネットワークの構築に向けてということで、ネットワーク検討委員会を設置したというのが、平成17年度だったと思うのですね。中間報告

も平成17年10月に、出ていると思うのです。その結果を受けて今後は、その中間報告に基づいて実施した結果を第2次検討委員会で検証して、さまざまな課題について検討を重ねるとなっているのですけれども、ホームページを開いても、あれから全然先へ進んでいないんですけれども、何か動きがあるのか、それとも何か理由があつてとまっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

宇都宮指導室統括指導主事 それにつきましては、研究が昨年度で終わっておりまして、それについては報告書が今印刷に入っている状態ですので、出来上がり次第委員の先生方にはお届けしたいと思っております

水崎委員 じゃ、あれは途中でなくなっちゃったんじゃないかと、きちんとずっと追ってやってくださっていたということなのですね。

宇都宮指導室統括指導主事 きちんとやっております、報告書を見る限り、やっております。

水崎委員 わかりました。

小田原委員長 更新されていないだけの話だね。

水崎委員 されてないだけ。

小田原委員長 だって、支援センターが空中分解したわけじゃないでしょう。機能しているわけでしょう。

宇都宮指導室統括指導主事 はい、機能しております。

小田原委員長 センターがいっぱいあるから、わからなくなっている。

水崎委員 でも、この登校支援センターは、教育センターにあるんですよ。この登校支援ネットワーク検討会というのは、また別で設置したわけですよ。第2次というのもつくったということですね。

宇都宮指導室統括指導主事 はい、一般的に集まっていたいて、研究しております。

水崎委員 その報告書が今つくって、これから公表されるということですね。もちろんホームページにも出てくるということですね。

宇都宮指導室統括指導主事 ホームページにも、ただ容量が大きいので、かなりのページ数になって、こういった形にするかは検討させていただきたければと思います。

水崎委員 あの当時の数値目標が、今後3年間で3割削減となっていたんですね。それがちょっと今は1割減を目標に、もちろんいろんな事情もあると思うのですけれども、そこら辺は。

小田原委員長 1年間で3割という。

水崎委員 平成20年3月までに不登校3割減を達成し、不登校を限りなくゼロに近づけるということで、中間報告は出ていると思うんですね。もちろん目標なのであれなんですけれどもね。ただ、それが平成20年度に1割減を目標にしたというところで、しようがないと思うのか、何と思うのかなと言えればいいのでしょうか。

由井学校教育部参事 今、統括指導主事から話がありました報告書に載っております。今ちょっと報告書を調べておりますけれども、3割は行かなかったです。2.何割か、かかっておりますけれども、そのあたり今回の数字がこの後ものすごく減少させていくところの一つの目安になって、難しい数字なのかどうなのか、そのあたりも考えて検討していかなければいけないところだと思いますけれども。今、報告書のほうは見てまいりますので、3年間でどれくらい減ったかはこの後、報告いたします。

小田原委員長 何割というときに、根拠があって何割というふうにやらない限りは、もう数字だけに特化する。この1割がどうやって減ったのかというのがないと、これはなかなか難しいと思いますね。

石川教育長 ここに一応書いてあるんですね、支援センターの個票システムの充実、小・中学校との情報連携、これによって減らせてきたんだよね。

小田原委員長 接続をやれば減るのかというんじゃないんだよ。これね、階段をつくってみるとよくわかる、階段つくってみると。去年の3年生から4年生になるときに、増えるんですよ。これが17年ごろまでの数字でいくと。実際には卒業生が出るから、ガクッと減るんです、卒業生が出るから。中学3年が卒業すると減るんだけど、だけれど数字としてはこのところが増えてきている。18年は減って、19年は横ばい。

宇都宮指導室統括指導主事 今の委員長のご指摘のあった6年生と中学1年生のところなんですけれども、昨年度においては、6年生が44名です、中1が103名で、ほぼ倍以上に確実に、やっぱり接続の部分の課題があると思います。これ、情報連携なのか、行動連携なのか、その辺はちょっと分析してみないとわかりませんけれども。明らかに中学校の不登校の認識と小学校の不登校の認識というのは、差があることは今までの調査でも、私に取り組んできた中でも明らかになっていきますので、そこら辺のすり合わせも必要になってくるかなというふうに思っております。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

今、ここで皆さんが検討している間に、3割が1割になってしまったのは仕方がないと

して、1割減らすときに、ここで言っているシステムの充実とか、綿密な情報・連携によって1割、これでは1割減らないだろうと思いますね。1割といたら50人減らすわけでしょう。その50人を減らすには、どうやって50人を減らしていくのか。連携をすればできる、そういう話じゃないんですよね。

石川教育長 言葉としての遊びじゃなくて、やっぱりちゃんとした根拠に基づいて、それでやっていかないと、これ、絶対減らないよ。

宇都宮指導室統括指導主事 わかりました。

小田原委員長 僕はね、原因をきちんととらえろという話。原因をとらえない限り、不登校は減らないんです。これ、学校の先生に言うと怒られるのだけれども、大半は学校の先生と児童・生徒なんですよ、原因は。ところが、そうじゃないと言われるんです。兄弟がどうだとか、家庭がどうだとか、すぐ言われちゃうんですよ。そういうことを言ってたら減らないですよ、絶対減らない。

宇都宮指導室統括指導主事 早期対応をしていけば、不登校にならずに済んだのというものも。

小田原委員長 そのときの言葉の書き方とか、何とかという、そういうこととかいろいろ、その原因を把握すれば、50人は減らすことはできるだろう。50人は減らせるだろう、その原因を見ればね。ところが原因がわからなくて、それで3割減らすなんて言ったって、そんな雲をつかむような話。

海野学校教育部主幹 登校支援ネットワークの検討委員会の私も一員だったものですから、その辺の根拠ということで言いますと、文部科学省の不登校の数を出すときに原因というのを整理しているんです。その中で、学校に起因するものというのは3、4割かなという、その果たしているのも学校なんですけれども、それで3割というのを一つの目安としたというふうな経緯なんだと思っております。

小田原委員長 目標値だな、それはね。

海野学校教育部主幹 それから、登校支援ネットワークを使って、少しでもサポートしていくというふうな考え方で始まったんですけれども、その中で今一番画期的なのは、不登校になった子をどうサポートするかじゃなくて、なる前にどう支えるかということが非常に大事だということが指摘されていまして、今、学校の先生方が、いかに早目に子どものSOSに気がついてサポートしていくかというのを、登校支援センターが順番に調査しながら、学校を支援していくというふうな状況です。

小田原委員長　　ということでございます。

そのほか、何かありますか。

由井学校教育部参事　　先ほどの削減の数値目標的なことですがけれども、平成19年度末までの2年間に平成16年度の不登校児童・生徒数を2割削減、約120名削減というのを目標にというところが目標でございました。2割は達成できなかった現況です。

小田原委員長　　1割だったかな。

由井学校教育部参事　　1割ちょっとです、削減できています。そういう状況でございます。

小田原委員長　　ということでございます。これ、なかなか成果はあったというふうに理解を、そういう点では、これからですよ、これからが大変だろうと思います。

水崎委員　　暴力行為のところちょっと戻るんですけども。ちょっと私古い話ばかり持ち出して申し訳ないんですけども。平成15年度に学校サポートチームという、そういうのができたと思うんですね。それは今どうなっているか、御存じですか。

小田原委員長　　それ、学校サポートチームというのはどこにできたのですか。

水崎委員　　教育委員会の指導室でできているのがあるんです。

小田原委員長　　それはオープンでやっていたの。

由井学校教育部参事　　学校サポートチームというよりも、子どものサポートですね。子どもをサポートするチーム、要するに問題行動をするか、家庭での留置はできなかったのか、そうすると、いろいろな方が集まって自由研究を含めながら、その子の家庭やその子自身をサポートしていく必要があるということで、昨年度も幾つかの学校の中で、その子どもをサポートするために保護者の了承を得て、いろいろな方に集まっていたいて、ケースワーカーですとか、あるいは警察関係の方とか、あるいは青少年チームですね、関係諸機関の方に集まっていたいて、話し合っていきましょう、そういうのが一つの学校サポートチームという形でとっております。

水崎委員　　それは平成15年度にできた、これと同じものなのですか。

小田原委員長　　それは地域、名前は何と言うのですか。

宇都宮指導室統括指導主事　　学校サポートチーム。

水崎委員　　実は私、主任児童委員にちょうど就任した年にこれが立ち上がったということで資料をもらって、学校に協力するようと言われてたんです。

小田原委員長　　それは警察とか何とか、それを絡めた地域の中の一つだったのか。

由井学校教育部参事　　学校サポートチームということで全校立ち上げて、万が一に備えて

いるという状況で、立ち上げて、実際に関与したかどうかというのはまた別ですけれども、何かあれば、地域の方ですとか、関係者の方みんなが集まって、対応を考えるというのが定義になります。

川上委員 だから、機能しないで済んだということは、いいということですよ。する必要がなかったということですか。

由井学校教育部参事 そこまで持っていく必要はないということです。

水崎委員 毎年メンバーを提出していたんじゃないかと思うのですけれども、そういうことではないですか。たしかサポートチームのメンバーとしては。

山下指導室前任指導主事 サポートチームにつきましては、毎年各学校で登録するというご依頼を受けて、地域の方々の例えば認定、書ける方を含めて、毎年あげていく、その中で必要に応じて実際に活動するというごことで集まる場合もありますし、登録だけで全部終わっていくというところもあります。

水崎委員 わかりました。

小田原委員長 各学校に任されているわけですか、これは。地域に任されているのですか。

山下指導室前任指導主事 各学校を中心として、学校ごとサポートチームということで登録をしていただいているということです。実際に活動をする場合には協議会も入りまして。

石垣学校教育部長 どういうメンバーが入るのですか。

山下指導室前任指導主事 登録メンバーの中には地域の方が入るんですが、実際サポートチームを立ち上げるときには、八王子市の警察とか、あるいは少年センターとかが認定、それから児童福祉ネット等が入って、お子さんに対しての対応と協議をしたりするというごことだと思います。

水崎委員 現在も続いているということになりますね。ありがとうございました。

小田原委員長 質問いかがですか。いいですか。

小田原委員長 予定された報告は以上ですが、何か報告する事項等ございますか。

石垣学校教育部長 このたび八王子市の耐震改修状況調査、これについて施設整備課から報告と、それから先日、杉並区で天窓の落下事故がございました。これを施設整備と生涯学習のほう、両方から御報告をさせていただきます。

萩生田施設整備課長 八王子市の小・中学校の耐震改修状況調査の結果につきまして、野口主査のほうからご報告申し上げます。

野口施設整備課主査 文部科学省が行っております耐震改修状況調査結果について、八王子市の現状を資料に基づき説明いたします。

調査基準日は、平成20年4月1日現在です。

1、耐震化率でございますが、58.6%、対前年度比3.4%増となっており、平成24年度耐震化工事完了を目指し取り組んでおります。

なお、全国平均は62.3%、東京都平均は76.7%となっております。

2としまして、耐震診断実施率については、96.5%、対前年度比3.1%増で、残っている耐震診断実施校については今年度診断を行います。

なお、全国平均は93.8%、東京都平均は98.9%となっております。

3としまして、学校ごとの耐震診断の結果等を公表している設置者の割合ですが、全国で51.8%、対前年度比29.6%増となっておりますが、本市は従前より公表しております。

説明は以上です。

小田原委員長 施設整備課の説明は終わりました。本件について何か質疑ございませんか。

川上委員 24年までに全部が耐震化できるということですよ。

野口施設整備課主査 24年度完了を目指して取り組んでいます。

小田原委員長 診断はね。

野口施設整備課主査 工事を含めてです。

萩生田施設整備課長 平成24年度までに診断・設計工事等全部終わるということで、今、鋭意努力をしております。当初は平成44年までの計画だったのですが、それを平成25年度ぐらいまでに一度見直して、それから平成18年に再度見直しをして、現在、平成24年度までで終わらせるということをやっております。

小田原委員長 100%。

萩生田施設整備課長 校舎、体育館合わせて両方で107棟ありますが、それについて全部耐震化をするということでございます。ただ、昭和56年以降の建物はそれぞれ現在の基準法に基づいた建物ですので、それ以前の建物について、旧の基準法等、あるいは基準法の適用を受けない建物もありますので、そういったものについて今耐震化を進めているということでございます。

それで、耐震化の方法は、改築、全面的に建て直す方法と、耐震補強をするという方法の2つがありますが、基本的には耐震補強で現在進めております。

小田原委員長　　ということですが。

萩生田施設整備課長　　補足的に御説明申し上げますと、ここで6月に補正をいたしました。

それについてはこの定例会でもお諮りをしたのですが、診断についてはなるべく早くやりたいと思って、6月の補正で前倒しをして、20、21年分について20年度で前倒しをするということで、工事についてはお願いをしてあります。

それから、設計については19年度に、例えば中学校でいきますと7校の設計の委託があったんですが、5校が実は入札の調査をしたんですけれども、2度、3度やっても不調ということで、それで積算の方法を少し関係所管と御相談しまして、3割ぐらい上げると。これもこの間の定例会で予算編成の前段での協議をいたしましたけれども、それぞれ工夫をしながら、現在のところ、耐震計画を進めているということでございます。

小田原委員長　　ということですが、よろしゅうございますか。

これ、平均とか何とかはもう問題にならないというふうに考えていいわけですよ。24年になれば、もう100%なんだから。

萩生田施設整備課長　　全国的に見ますと、例えば耐震化率は若干落ちてはいますが、八王子の場合は学校数が多いということもございまして、24年までに確実に終わらせるということで取り組んでおりますので。文部科学省が言っているのは、25年までに終わらせるというようなこと言っていますので、それよりは1年早い。1年早いかわかりませんが。

小田原委員長　　補助金の関係は大丈夫ですか。

萩生田施設整備課長　　文部科学省の補助金については、耐震補強につきましては7分の2なのでございますけれども、事前に計画を出して2分の1になるというようなことで、今現在は2分の1の補助金ということでやっております。残りについても75%起債になるというような形の中で、特財が出るんですけれども、その部分でやっております。ここで一部の建物については、文部科学省のほうで補助率を3分の2に上げるというようなことがありますので、そういったものを活用しながらやっていきたいというふうには思っています。

小田原委員長　　早くやっちゃおうことだな。

萩生田施設整備課長　　なるべく、先ほどの繰り返しになりますけれども、6月補正で診断を早めたこともありますけれども、診断設計工事ですから、診断だけを早く終わらせると、それが終わればなるべく設計を早く終わらせて、なるべく工事というふうなことで、3つのステップがありますので、なるべく早く診断を終わらすと、それで工事も早く終わら

すと。一步でも早く終わらせたいという気持でこの事業については取り組むというふう  
思っております。

小田原委員長　　ということでございます。

では、耐震改修状況調査の結果については、以上ということで。

萩生田施設整備課長　　それでは、八王子市小・中学校の天窓の緊急安全点検の調査結果に  
ついて、口頭ですが、御報告を申し上げます。

6月18日木曜日に、杉並の小学校で小学生の転落事故がありました。それによりまし  
て、6月19日に各学校のほうに通知を出しまして、20日までに緊急点検、調べるとい  
うことで、調査を実施いたしました。その結果、小・中学校107校あるんですが、天窓  
のある学校が17、天窓の箇所数が59ございました。それで、うち3校については、窓  
から、通常は飛びおりないんですけども、飛びおりれば天窓のある部分に行けるとい  
うふうにありましたので、その3校については緊急に対応をしまして、窓を固定して、緊急  
安全対策を実施をしたということでございます。その3校については、小学校が2校、中  
学校が1校でございます。それについても既に調査の時点で対応は終わっていますので、  
一時的にはこれは対策は付したということになります。

報告は以上です。

小田原委員長　　天窓についての調査報告でございました。

渡辺文化財課長　　関連いたしまして、郷土資料館にも実は屋上のところに明り取りの天窓  
がございます。屋上は普段入るところではございませんので、管理上必要なときに上ると  
いうふうになっておりますが。ただ、2階の集会室からやはり窓を出ますと、そこに上れ  
るようになっております。子どもだけでその集会室を利用するということはございませ  
んが、万が一そこから出るというようなことがあるといけないということで、今、窓にかぎ  
付きのロックをつけることを、それを進めているところでございます。

以上でございます。

小田原委員長　　ほかの施設で天窓のあるところというのはいないですか。

由井学校教育部参事　　教育センターでも天窓がございますが、これは職員が鍵を管理して  
いますので、天窓に上ることはございません。

桑原生涯学習総務課長　　生涯学習総務課でも調べまして、郷土資料館以外にも天窓はあり  
ますが、ここにはロックされていまして、通常では出ないような形になっております。

小田原委員長 通常出ないところに出るから事故が起こるわけで、鍵がかかっているとか、ロックされているというだけでは、安全の対応策になるというふうにはならないんですよ。その天窓が割れないものになっているのか、あるいは安全点検をして大丈夫ですという、そういうところが欲しいんですけどね。

萩生田施設整備課長 小・中学校以外に、市のほうでは建築課というのがあるんですが、そこで市の全部の施設を調べてはおります。292ある中で天窓のある施設は43施設ございます。学校は17ですから、全部で60あるわけなのですが、今委員長がおっしゃいますように、一時的な対策はとりました。そこへ行けない対策をとりましたけれども、天窓そのものがアクリル樹脂とかいろんな材料でできていますが、それが劣化というのですか、そういった部分もありますので、今後、市全体としてそれをどういうふうな対策をとるかについては今建築課が協議しておりますので、至急対策を考えて、取りかかりたいというふうに思っています。

小田原委員長 天窓、ここに上るな、なんていうふうな、そういう表示がある映像もありましたけれども、上るなと言うと上りたくなるのは子ども、大人もそういう人いますから、それで上ったら、上ったのが悪いんだというふうに言えればいいですけども、言えないところなんですね。だから、そうでないような、そうでないようなというのは、安全対策をやっているんだと、きちんと。錠を締めてあるから大丈夫ですという話じゃないように、そのこのところはお願いたしたいと思います。ということでよろしいですか。

予定された報告は以上ということで、よろしいですか。

委員の皆さん、何かございますか。特にないようでございます。

水崎委員 ホームページに載っていたんですけども、小・中一貫教育のパブリックコメントが、今、6月18日から7月18日までと出ています。あれはどこかにPRとかしてあるのですか。

宇都宮指導室統括指導主事 それにつきましては、新聞に報道されておりますので、広報には載せておりませんけれども、新聞の中でお知らせしているのと、各関係の場所にはすべて置かせていただいておりますし、今、小P連ですとか、そういったところへ行ってざっと説明しているところでございます。

水崎委員 わかりました。ありがとうございます。

小田原委員長 そのほか、よろしいですか。

特にないようでございますので、公開の審議は以上で終わります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。

【午後4時42分閉会】